

令和7年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和7年3月6日から令和7年3月17日まで第1回定例会が町役場に招集された。

令和7年3月17日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高 久 敏 明	2番 五十嵐 孝 子	3番 目 黒 克 博
4番 物 江 政 博	5番 横 山 智 代	6番 小 畑 博 司
7番 佐 藤 宗 太	8番 五十嵐 正 康	9番 青 木 美貴子
10番 五十嵐 一 夫	11番 水 野 孝 一	12番 酒 井 育 子
13番 山 口 享	14番 赤 城 大 地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴 木 久	書 記	中 村 夏 実
書 記	田 中 啓 太		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀四郎
政策財務課長	佐 藤 秀 一	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	長谷川 裕 一
庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜	会 計 管 理 者	田 部 嘉 之
教 育 課 長	上 谷 圭 一	子 ど も 課 長	五十嵐 隆 裕
監 査 委 員	仙 波 利 郎		

◎開議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、4番、物江政博君、5番、横山智代君の2人を指名いたします。

◎議案の委員会付託取消

◎議長（赤城大地君）

日程第2、「議案の委員会付託取消について」を議題といたします。

お諮りいたします。

新庁舎建設検討特別委員会に付託しております議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」については、委員会での審査が終了しておりませんので、本案の委員会付託を取り消し、本会議において追加日程として審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認め……。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

いろいろ会議規則を読みますと、ここで議題に取り上げる前に、今は、議案は委員会の中にある。委員会に期限を設けなくて審査をやったのであって、ここで、そういった審議をするということは妥当でないと申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

ただいまの五十嵐一夫君の発言について申し上げます。

五十嵐一夫議員の申し上げているとおり、今現在、委員会に付託されております。
今現在お諮りいたしましたとおり、本案については委員会付託を取り消し、本会議にて審議、審査することにご異議ございませんかと、お諮りいたしております。
今ほど異議のないものと認めますが、ご異議のある方、いらっしゃいますでしょうか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

先ほど話したとおり、ここで議案の取下げというのを、まだ議案を取り上げるということは、やはり委員会審議が終わっていないんだから、委員会審議が終わったなら議案の取下げだ、取上げだと、いろいろできるかもしれないけど、本会議、議案はまだ委員会の中にある。そのところをよくご承知願いたい。

◎議長（赤城大地君）

繰り返しになりますが、今現在、お諮りいたしましたので、委員会の付託自体を取り消し、議案そのものを本会議に戻すという手続を取っております。これにご異議ございませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

再度、確認。委員会には審査期限を設けなくて審査を付託したわけです。委員会の審査報告について、何ら何もないで、本会議で議決するというのはちょっとおかなしいものです。申し上げます。よく議運で検討していただきたい。

◎議長（赤城大地君）

休議いたします。

（午前10時03分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

会議を再開いたします。

（午前10時06分）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」は本会議で審査することに決定いたしました。

◎同意第1号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第3、同意第1号「教育長の任命について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本件に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、同意第1号「教育長の任命について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、同意第1号「教育長の任命について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第4、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本件に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議案第8号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第5、議案第8号「会津坂下町放置自転車等対策条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

今回、放置自転車についての条例なんですが、次年度、これを実行する場合に大体予算的にどのくらい費用がかかるのか、積算をしていましたらお願いいたします。お示しください。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

現時点で当初予算も含めまして、これらに関する予算というものは計上しておりますので、基本的には、これに対する予算はかからないんですが、処分に関する職員の手間ですとか、運搬にかかる例えば燃料代とか、そういったものはかかるんですが、一般管理費の中で十分対応できるものだというふうに考えております。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

議案の第5条なんですけども、最後のほうに「同条の規定による撤去を命じた日から規則で定める期間を経過した」という場合、細則のほうでは6か月となっているんですけども、今現在、拾得法の関係は3か月になっているんですけども、いかがでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

関連する法律は確かにございますが、町としては、やはり十分な期間を置いて処分をしたいということで、規則の中で6か月というような設定をしたいというふうに考えております。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第 8 号「会津坂下町放置自転車等対策条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第 9 号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第 6、議案第 9 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第 9 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第7、議案第10号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第8、議案第11号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第11号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第9、議案第12号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第12号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第10、議案第13号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第14号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第11、議案第14号「会津坂下町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号「会津坂下町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第15号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第12、議案第15号「会津坂下町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号「会津坂下町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第16号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第13、議案第16号「会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号「会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第17号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第14、議案第17号「財産の取得について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

県有地の取得については、補正予算で予算化するときに反対をしておりますので、反対の立場から申し上げます。

まだまだ財政的に町の余裕があるわけではありません。それで用途がここに多目的広場及び駐車場といっても、これだけの広いところを駐車場を整備したり、そういった必要はありません。県から今すぐには買わなくちゃいけないというものでもないものですから、こういう予算があったら、やはりいろんな町の事業に、ほかのところにできるわけです。例えば区画整理だって遅れている。そういったところに投入もできる。あと町のいろんな事業に投入もできるわけですから、財産の取得をする必要はないということで申し上げ、反対いたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第17号「財産の取得について」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第18号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第15、議案第18号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第18号「財産の無償譲渡について」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第20号から議案第26号までの質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第16、予算特別委員会に付託しておきました、議案第20号「令和7年度会津坂下町一般会計予算」から、議案第26号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの7件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

議案第20号「令和7年度会津坂下町一般会計予算」

議案第21号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」

議案第22号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計予算」

議案第23号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第24号「令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」

議案第25号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算」

議案第26号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算」

◎議長（赤城大地君）

議案の審査経過及び結果についての報告であります、予算特別委員会委員長より報告書がお手元にお配りされております。

審査には、全議員が出席し、報告内容はよく承知しているものであります。

会議規則第41条第3項の規定に、会議に諮って、これを省略できるとあります。

お諮りいたします。改めて委員長からの報告を求めず、これを省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、改めて委員長からの報告は求めず、これを省略することにいたしました。

これより、予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

予算特別委員会委員長、登壇願います。

◎11番（水野孝一君）（登壇）

議長、11番。

◎議長（赤城大地君）

11番、水野孝一予算特別委員会委員長。

◎議長（赤城大地君）

議案第20号から議案第26号までに対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第20号「令和7年度会津坂下町一般会計予算」について、まず反対討論の発言を許します。討論はありませんか。

（「反対討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（赤城大地君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

令和7年度当初予算は、本年度策定した後期基本計画を確実に実現していくための予算であります。これまでの取組を効果的に実施、継続しながら、四つの重点プロジェクトの一つである人口減少対策については、現在住んでいらっしゃる町民の皆様の幸福度が高まることを第一に、町外からの移住定住の推進や若者が安心して暮らすことのできる支援制度の拡充に取り組んでおり、担い手の確保と併せて期待できるものであります。

公共交通対策では、長年の課題である高齢者を中心とした移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行をはじめとした公共交通の再構築に予算上も一歩踏み出したことは意義あることと感じております。

また、財政健全化の重点的な取組は令和6年度で終わりますが、このたびの豪雪により、財政調整基金の取り入れも実施したわけですから、これらについても基金を確保していた結果であり、財政健全化の取組の成果であったと感じております。令和7年度も今後、豪雪による農業施設被害への支援や重点施策であるDXへの対応など、年度途中での予算の対応が求められることも想定されます。

今回提案された当初予算を的確かつ効果的に執行するのはもちろんですが、日々変化する情勢にも対応しながら、また安定的な町政運営ができるよう、財政基盤の確立とバランスを保ちながら町政を進めていただくことをお願いして賛成討論といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

賛成の立場から申し上げます。

まず質疑応答の中で答弁もいただきましたが、特にみなし道路について、処理が非常に遅れている、山積している。これについて、迅速な処理を行うように申し上げましたので、今年度いろいろ研究していただきたいということをまず申し上げます。

あと、庁舎関係の予算については、庁舎位置がどこに決まろうと予算の確保は必要でありますので、それについては確保が必要であるということを申し上げて、そういった予算組みですので、執行にいろいろよく留意していただきたいということを申し上げて賛成をいたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号「令和7年度会津坂下町一般会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第21号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」について討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第22号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計予算」について討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第23号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」について討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第24号「令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」について討論に入ります。討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号「令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第25号「令和7年度会津坂下町水道事業会計予算」について討論に入ります。討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号「令和7年度会津坂下町水道事業会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第26号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算」について討論に入ります。討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第27号から議案第33号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第17、議案第27号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」から議案第33号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第5号）」までを一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

議案第27号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」

議案第28号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」

議案第29号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第4号）」

議案第30号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」

議案第31号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」

議案第32号「令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）」

議案第33号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第5号）」

◎議長（赤城大地君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第27号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第27号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から8,997万3,000円を減額し、予算の総額を95億6,162万3,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとするものです。

第2条、繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、第2表繰越明許費によるとするものです。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるとするものです。

1ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。

5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費についてご説明いたします。

翌年度へ繰り越す事業は5事業であり、事業費総額4,933万円となります。

まず、公共施設維持・修繕事業（財産管理費）924万円は、旧片門幼稚園解体工事が、大雪により、年度内完了が困難であることから次年度に繰り越すもので、完了は令和7年5月を予定しております。

次に、「人の駅・川の駅・道の駅」活用事業174万9,000円は、地中熱ヒートポンプ修繕工事の年度内完了が困難であることから次年度に繰り越すもので、完了は令和7年5月を予定しております。

令和6年度非課税世帯給付金事業3,219万2,000円、及び令和6年度こども加算給付金事業191万7,000円は、経済対策として12月に成立した国の補正予算により実施するもので、給付事業が令和7年7月末までとなっているため、年度内完了が困難であることから次年度に繰り越すもので、完了は令和7年7月を予定しております。

坂下東第一土地区画整理事業423万2,000円は、年度内に移転完了でありましたが、業者の選定に不測の期間を要し、建築確認申請等の手続に遅延が生じているため、年度内完了が困難であることから次年度に繰り越すもので、完了は令和7年8月を予定しております。

6ページをご覧ください。

第3表地方債補正についてご説明いたします。今回の補正では、変更が3件であります。

まず、橋梁整備事業は、袋原大橋橋梁補修設計及び丈助橋橋梁詳細設計業務の事業費確定により100万円減額するものです。

次に、緊急浚渫推進事業は、準用河川等堆砂除却事業費の確定により20万円減額するものであります。

消防施設整備事業は、県情報通信ネットワーク更新に工事負担金の確定により70万円を減額するものであります。

以上3件で、合計190万円の減額となります。

次に、事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページの総括につきましては、1款町税から21款町債まで、補正前の額96億5,159万6,000円、補正額8,997万3,000円の減、補正後の額95億6,162万3,000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款議会費から14款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。財源内訳につきましては、国県支出金が9,503万6,000円の減、地方債が190万円の減、その他特定財源が5,279万7,000円の減、一般財源が5,976万円の増であります。

3ページをご覧ください。

2の歳入の詳細についてご説明いたします。

1款1項2目法人町民税、補正額300万円の減は、企業の業績により減額するものであります。

2款3項1目森林環境譲与税は、譲与税の確定により107万2,000円の増。

10款1項1目地方交付税、補正額6,000万円の増は、地方バス路線運行維持対策、移住定住対策、コミュニティセンターの運営支援に係る経費の増に要した経費の算定において見込額より配分額が増加したものによるものであります。

4ページをご覧ください。

12款2項2目民生費負担金、補正額289万円の減は、1節は入所者数の減により141万6,000円の減。2節147万4,000円の減は実績見込みによる補正となります。

4目教育費負担金、補正額259万円の減は、1節は町外からの幼稚園児3名の受入れにより82万2,000円の増。2節の学校給食分は、学校休校等に伴う喫食数の減により413万2,000円の減。学校給食試食会等分は、外国語指導助手や教育実習生等の不定期者分の喫食数の増により87万9,000円の増。3節は土曜日の預かり園児数の減により減額をするものであります。

5 ページをご覧ください。

13款 1 項 4 目農林水産業使用料、補正額31万円の減は、8 月以降使用団体がなかったことから減額をするものであります。

14款 1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額392万7,000円の増は、1 節障害児施設給付費等負担金は、新規利用者の増により69万9,000円の増。4 節の子どものための教育・保育給付費は、公定価格の改定により334万円の増。子育てのための施設等利用給付交付金は、預かり時間数の減により11万2,000円の減となります。

2 目衛生費国庫負担金、補正額11万2,000円の増は、予防接種法に基づく健康被害救済に係るもので、予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、医療費及び医療手当が給付されるものであります。

2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額224万2,000円の増は、まず 1 節の社会保障・税番号制度補助金は、会計年度任用職員の人件費など交付対象経費の増により56万7,000円の増となります。

6 ページをご覧ください。

14節デジタル田園都市国家構想交付金は、都市下水路 1 号・2 号の工事費の増に伴う変更交付決定により167万5,000円の増。

2 目民生費国庫補助金、補正額4,863万3,000円の減は、1 節の地域生活支援事業補助金は、国の補助基準額の改定により270万7,000円の減。8 節の生活困窮者就労準備支援事業費補助金は、会津権利擁護・成年後見センター委託事業に対する補助金で、内示により59万3,000円の増。10節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、住民税非課税世帯への給付金及び令和 6 年度住民税所得割または令和 5 年分所得税から定額減税し切れないと見込まれる方に差額分を給付したもので、実績により減額をするものであります。42節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、令和 6 年度の国の補正予算に係る臨時交付金で、非課税世帯への給付金支給に係る事務費分で20万5,000円を計上いたしました。

3 目衛生費国庫補助金、補正額45万1,000円の増は、令和 7 年度から実施の妊婦のための支援給付金に係るシステムの改修に対する補助金であります。

4 目土木費国庫補助金、補正額174万9,000円の減は、袋原大橋の橋梁補修設計の実績により減額をするものです。

7 ページをご覧ください。

5 目教育費国庫補助金、補正額42万円の減は、まず 2 節・3 節の要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助金は、小・中学校とも対象者の修学旅行費の減により減。特別支援教育就学奨励費補助金は、小・中学校とも対象者の減により減額するものであります。5 節の教育支援体制整備事業費補助金は、医療的ケアを必要とする園児の受入れに伴う看護師の人件費に対する補助で、補助割合の変更により増額をするものであります。

15款 1 項 2 目民生費県負担金、補正額527万5,000円の減は、1 節が後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による減。2 節が国負担金同様、新規利用者の増による増額となります。

8ページをご覧ください。

3節は国民健康保険の軽減世帯数の減に伴う保険基盤安定負担金の減。4節未就学児均等割保険税負担金は、対象児の減により減。7節は国負担金同様、子どものための教育・保育給付費は、公定価格の改定により増。子育てのための施設等利用給付交付金は、預かり時間数の減により減額となります。8節産前産後保険税負担金は、負担金額が確定したことにより減額をするものであります。

2項1目総務費県補助金、補正額25万4,000円の増は、市町村生活バスの運行実績により増。2目民生費県補助金、補正額185万9,000円の減は、1節地域生活支援事業補助金は、国庫補助金同様、補助基準額の確定により135万2,000円の減となります。

9ページをご覧ください。

3節のふくしま多子世帯保育料軽減事業補助金は対象者数の減により53万4,000円の減。施設型給付費地方単独費用補助金は実績見込みにより増額をするものであります。

3目衛生費県補助金は、5種混合ワクチン定期接種に係るシステム改修に対する補助で4万4,000円の増。

4目農林水産業費県補助金、補正額4,413万8,000円の減は、まず、農村地域防災減災事業補助金は、能登半島の地震に伴いため池工事に対する補助金の減により3,000万円の減。産地パワーアップ事業は、導入する農業用機械の確定により1,413万8,000円の減となります。

6目教育費県補助金は、給食を通じて旬の県食材の地産地消や食育を推進する補助金で84万6,000円の増。

3項1目総務費県委託金、補正額54万8,000円の減は、3節は衆議院議員選挙費の確定により63万円の減となります。

10ページをご覧ください。

4節は各統計調査の交付額確定による補正となります。

5目土木費県委託金、補正額29万円の減は、実績により減。

16款1項2目利子及び配当金、補正額95万1,000円の増は、金利の引上げにより増額するものであります。

11ページをご覧ください。

17款1項1目一般寄附金10万円の増は、町政発展のために寄附いただきました1件分になります。

18款1項2目公共施設整備基金繰入金、補正額1,754万2,000円の減は、坂下南小学校屋内運動場床改修工事のほか5件の工事費に充当しておりましたが、工事の完了及び実績見込みにより減額するものです。

3目行政センター建設整備基金繰入金、補正額1,408万円の減は、基本計画策定支援業務委託費の確定により減額をするものであります。

12ページをご覧ください。

20款2項1目町預金利子、補正額64万8,000円の増は、金利の引上げにより増額するものです。

4 項 4 目雑入、補正額1,539万6,000円の減は、まず宝くじ助成金は、自治宝くじの売上げ減による配分額の減。袋原大橋長寿命化点検業務喜多方市負担金は、袋原大橋の橋梁補修に係る設計業務委託費の確定に伴い減額をするものであります。重度心身障害者医療費返還金は、医療費の現物給付による高額療養費該当分の返還金で77万2,000円の増。新型コロナウイルスワクチン助成金は、ワクチン接種者数が見込みより少なかったため1,618万5,000円の減となります。

13ページをご覧ください。

21款町債は、第3表の地方債の補正により説明したとおり、変更が3件であります。これにより町債の総額は、190万円減の3億6,179万3,000円となります。アクションプランで定めた臨時財政対策債を除き、及び特殊事情分を除き1億4,510万円で、毎年度の起債上限2億円以内となっております。

14ページをご覧ください。

3の歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目議会費、補正額152万円の減は、3 節の議員期末手当は令和6年3月の議会議員選挙による議会構成の確定により44万円の減。児童手当は、制度改正により、4 か月ごとの支払いから2 か月ごとの支払いとなったことにより増額をするものであります。8 節及び10節は、執行見込みにより減額とするものです。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額1,296万6,000円の減は、4 節は執行見込みにより983万円の減となります。

15ページをご覧ください。

7 節は行政区の世帯数確定により減。10節から13節は、執行見込みによる補正となります。18節は実績件数の減により200万円の減となります。

16ページをご覧ください。

2 目文書広報費、補正額126万7,000円の減は、広報あいづばんげの発行ページ数の調整により減額をするものであります。

5 目財産管理費、補正額1 億6,212万3,000円の増は、まず元金積立金の財政調整基金5,010万円の増は、本補正予算の剰余金及び寄附金を積み立てするものであります。行政センター建設基金1 億1,000万円の増は、新庁舎建設に向け剰余金の積立をするものであります。森林環境基金は、森林環境譲与税を積み立てするもので、譲与税の増により増額をするものであります。利子積立金は金利の引上げにより増額をするものであります。

6 目企画費、補正額494万2,000円の増は、市町村生活バス路線運行補助金1,158万4,000円の増は、運行負担額が確定したことにより増。「人の駅・川の駅・道の駅」推進事業は施設修繕工事費の確定により667万7,000円の減。路線バス利用促進はバスの利用促進を図る「道の駅割引券」の執行見込みにより増額となります。

17ページをご覧ください。

8 目電算管理費、補正額1,463万9,000円の減は、11節はVPN回線への移行により209万円の減。13節のライセンスは、マイクロソフト365のライセンスの確定により126万

7,000円の減。電子計算機器等は、各機器の更新事業費の確定により1,041万1,000円の減。14節の情報通信機器配線等は、VPN回線への接続工事費の確定による減。空調設備工事は、サーバー室の空調機器の更新が完了したことにより減額をするものです。

9目過疎対策費、補正額820万円の減は、新たな地域おこし協力隊の採用がなかったことにより減額するものであります。

18ページをご覧ください。

10目新庁舎建設費、補正額1,408万円の減は、基本計画策定支援業務委託費の確定により減額をするものです。

11目用地対策費、補正額132万円の減は、2項道路の測量設計、土地購入費の確定に伴い減額をするものです。

2項1目税務総務費、補正額115万円の減は、12節は地方税電子申告に係るシステム改修で、大規模償却資産の電子化が先送りになったことにより60万円の減。

19ページをご覧ください。

18節の地方税電子化協議会は、共同収納手数料負担金が利用実績により70万円の減となります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額48万円の減は、時間外勤務手当はマイナンバーカード交付に係るもので50万円の減。

4項6目衆議院議員総選挙費、補正額63万円の減は執行額の確定によるものであります。

21ページをご覧ください。

5項2目総務統計費、補正額7,000円の増は、交付金の確定に伴う財源及び予算の組替えによる補正となります。

22ページをご覧ください。

4目農林統計費、補正額8万円の増は、交付金の確定に伴う財源及び予算の組替えによる補正となります。5目国勢調査費、補正額5,000円の減は、交付金の確定に伴い減額するものです。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額2,153万7,000円の減は、10節は保健福祉センター裏のマンホール修繕の完了により35万3,000円の減となります。

23ページをご覧ください。

27節は特別会計への繰出金で、国民健康保険特別会計繰出金は、軽減世帯数の減等による保険基盤安定負担金の減などにより減。後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金繰入額の確定などにより減。介護保険特別会計繰出金は、介護サービス利用者の減により減額をするものです。

2目障がい者福祉費、補正額140万5,000円の増は、11節は福祉サービス利用件数の増により7,000円の増。19節障がい児給付費は、放課後等デイサービスの利用者の増などにより139万8,000円の増となります。

3目老人福祉費、補正額534万円の減は、長寿祝い金は、転出・死亡などによる長寿祝金該当者の減により減。24ページの老人ホーム保護措置費は、入所者数の減により減

額をするものです。

5 目臨時福祉給付費、補正額4,685万1,000円の減は、未給水地区等世帯への生活支援給付金や住民税非課税世帯への給付金、及び令和6年度住民税所得割、または令和5年分所得税から定額減税し切れないと見込まれる方への差額分の給付金で事業費確定により減額するものであります。

25ページをご覧ください。

2 項1 目児童福祉総務費、補正額53万4,000円の減は、多子世帯保育料軽減事業の対象者数の減によるものであります。4 目児童福祉施設費、補正額675万2,000円の増は、3 節は職員の異動及び児童手当の制度改正により9 万4,000円の増。10 節は執行見込みにより減額をするものであります。

26ページをご覧ください。

18 節871万1,000円の増は、公定価格の改定により増額をするものです。

4 款1 項1 目保健衛生総務費、補正額14万8,000円の減は、13 節は健康管理システムの賃借料の確定により減額するものです。

2 目予防費、補正額2,252万円の減は、12 節の健康診査は、がん検診等の受診者数の減により280万円の減。システム改修業務は、令和7年度から実施の妊婦のための支援給付金に係るシステム改修で45万2,000円の増。予防接種は、新型コロナウイルスワクチン等の接種者数の減により2,100万円の減。18 節は予防接種の健康被害救済に係るもので、予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定したため、医療費及び医療手当の給付金で1 件分、11万3,000円を計上いたしました。22 節は令和5年度の産後ケア事業、妊婦健康診査事業、歯科疾患予防事業の確定による過年度返還金であります。

27ページをご覧ください。

4 目斎苑管理運営費、補正額16万7,000円の減は、10 節及び11 節は執行見込みによる補正となります。14 節は火葬炉等補修工事費の確定により減額をするものであります。

2 項1 目塵芥し尿処理費、補正額863万2,000円の減は、11 節は廃棄物収集・運搬手数料の実績により減。12 節は資源物分別処理業務の確定により減額するものであります。

28ページをご覧ください。

6 款1 項2 目農業総務費、補正額109万5,000円の減は、2 節・3 節は職員の育休及び退職による補正。18 節は農事組合員数の減により21万2,000円の減となります。

3 目農業振興費、補正額1,511万8,000円の減は、1 節は実績見込みにより30万円の減。10 節は加工所の利用実績により20万円の減。18 節の狩猟免許取得費等は実績により20万円の減。産地パワーアップ事業は導入する農業用機械の確定により1,413万8,000円の減。有害鳥獣侵入防止柵等購入は事業費の確定により28万円の減となります。

5 目農地費、補正額3,487万5,000円の減は、12 節は富川頭首工の管理業務委託費等の確定により13万5,000円の減となります。

29ページをご覧ください。

14 節の施設整備は、富川頭首工のフェンス工事の完了により11万円の減。ため池改修は、蟹沢ため池廃止工事に係る補助金の縮小により工事費を減額するものであります。

なお、減額分は令和7年度当初予算に計上しております。18節の県営ため池等整備事業は、大窪堤の改修工事で、令和7年度事業分を前倒しして実施するため47万4,000円の増。防災ダム事業は、鶴沼川防災ダムにおいて令和7年度事業を前倒しして実施するため139万8,000円の増。水利施設整備事業は、会津北部の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の工事費の増により8,000円の増。干ばつ応急対策事業は、事業費確定により減額となります。

7款1項1目商工総務費は制度改正による児童手当の増。

2目商工業振興費、補正額52万円の減は、モニターツアー等の委託費の確定により減額するものです。

30ページをご覧ください。

8款1項1目土木総務費は、制度改正による児童手当の増。

2項2目道路新設改良費は、電柱移転費用の確定により164万1,000円の減。

3目街路灯費、補正額91万1,000円の増は電気料を増額するものであります。

5目橋梁新設改良費、補正額399万8,000円の減は、袋原大橋の橋梁補修設計及び丈助橋の橋梁詳細設計、道路橋梁点検業務の事業費確定によるものです。

31ページをご覧ください。

3項1目河川総務費、補正額29万円の減は、19工区の河川浄化業務の事業費確定に伴い減。2目河川維持費は、補正額はございませんが、財源内訳の補正となります。

4項1目都市計画総務費は、制度改正による児童手当の増。

2目土地地区画整理費、補正額2,183万2,000円の増は、坂下東第一地区土地地区画整理事業特別会計への繰出金で、国庫補助金・起債借入額の減少により増額するものであります。

3目都市下水路費は、補正額はございませんが、財源内訳の補正となります。

4目公園費、補正額219万4,000円の減は、ばんげひがし公園のキュービクル交換工事が完了したことにより減額するものであります。

32ページをご覧ください。

5項1目住宅管理費、補正額1,421万3,000円の減は、10節は、冬期間の修繕箇所を増により78万7,000円の増。14節は、古町川尻団地6号棟から8号棟の受水槽設置の補助対象事業費の確定により減額するものです。

9款1項1目非常備消防費、補正額61万8,000円の減は、県情報通信ネットワーク更新の工事負担金の確定により減額するものです。

10款1項2目事務局費、補正額22万1,000円の増は、22節はフッ化物洗口に係る令和5年度医療施設運営費等補助金の確定による返還金を計上したものであります。

33ページをご覧ください。

3目子ども支援費22万円の増は、制度改正による児童手当の増であります。

2項1目小学校費、学校管理費、補正額276万4,000円の減は、10節は執行見込みによる減。11節は利用者数の減により25万円の減。14節は坂下南小学校屋内運動場床改修工事等の実績により51万4,000円の減となります。

2 目小学校費、教育振興費、補正額173万8,000円の減は、13節はデジタル教科書実証事業に該当したことより10万3,000円の減となります。19節の就学援助費は、対象者数の減により132万円の減。特別支援教育就学奨励費は対象者の減により31万5,000円の減となります。

34ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目中学校費、学校管理費、補正額318万1,000円の減は、11節は自転車通学者の冬季利用者が少なかったことにより265万円の減。14節は図書室の空調交換工事の完了により減額をするものであります。

2 目中学校費、教育振興費、補正額224万6,000円の減は、13節はデジタル教科書実証事業該当により107万9,000円の減。19節は就学援助費及び特別支援教育就学奨励費は、対象者の減により減額するものです。

4 項 1 目幼稚園費、補正額282万7,000円の減は、1 節は緊急対応職員の日数の減により32万9,000円の減。

35ページをご覧ください。

10節及び12節は、執行見込みにより減額するものであります。

5 項 1 目社会教育総務費は、制度改正による児童手当の増です。2 目公民館費は、放課後こども教室の支援員の増により25万円の増。

6 項 2 目学校給食費は、財源内訳の補正となります。

36ページをご覧ください。

12款 1 項 1 目元金及び2 目利子は、本年度に行った繰上償還により減額するものであります。

13款 1 項 1 目上水道事業会計支出金は、まず負担金は、配水管布設替工事に伴う消火栓工事負担金及び新館地内消火栓設置に伴う舗装復旧工事に係る負担金の確定により113万円の減。補助金は水道基本料金の減免に要する経費の確定により76万5,000円の減となります。

最後に、14款 1 項 1 目予備費、補正額3,091万8,000円の減は、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費総額は3,123万8,000円となります。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。再開を11時20分といたします。（午前11時09分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。（午前11時20分）

次に、議案第28号から議案第30号までについて説明を求めます。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第28号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ6,455万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億5,317万7,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によりたいというものであります。

今回の補正は、歳入については交付金の交付申請や実績報告に伴う補正、歳出については各種事業費等の精算に伴う補正が主なものとなります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをご覧ください。

まず、歳入であります。

4款県支出金から6款繰入金まで合計6,455万4,000円を減額し、歳入合計を18億5,317万7,000円とするというものです。

次に、2ページをお開きください。歳出であります。

1款総務費から9款予備費まで合計6,455万4,000円を減額し、歳出合計を歳入合計と同額の18億5,317万7,000円にするというものでございます。財源内訳は、国県支出金が5,186万8,000円の減、一般財源が1,268万6,000円の減となります。

3ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入であります。

4款1項1目保険給付費等交付金5,187万8,000円の減は、普通交付金及び特別交付金の交付見込額がそれぞれ確定したことによるものでございます。

同じく、2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金1万円の増は、対象となる令和5年度の給付実績額が確定したことによるものです。

5款1項1目利子及び配当金6万5,000円の増は、預金利率の上昇によるものでございます。

4ページをご覧ください。

6款1項1目一般会計繰入金1,275万1,000円の減は、主に各種交付金の交付申請額の確定、及び経費の確定によるものでございます。

次に、3の歳出についてでございます。5ページから6ページになります。

1款1項1目一般管理費12万円の増は、職員手当等の児童手当増によるものでございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費228万3,000円の減、及び6 ページ、2 項 1 目一般被保険者高額療養費3,645万5,000円の減は、普通交付金交付申請において医療費の見込額を精査した結果、減となったものでございます。

3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は、交付金の減に伴う財源内訳の補正となります。

5 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費432万1,000円の減は、特定健康未受診者対策事業費の確定、及び受診者が当初見込みよりも減となったことにより、健診に係る経費を減額したものでございます。

7 ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目国保基金積立金1,006万5,000円の増は、令和11年度の保険税率統一に向けた税率平準化のための財源として元金積み増しと預金利率上昇に伴う利子積立金の増額によるものであります。

9 款 1 項 1 目予備費は3,168万円の減で、2,859万3,000円となります。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第29号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ9,892万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億3,157万円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によりたいというものであります。

今回の補正は、交付金や負担金の確定、及び給付実績見込額の増減による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1 の総括になります。

まず、歳入であります。3 款国庫支出金から7 款繰入金まで合計9,892万1,000円を減額し、歳入合計を23億3,157万円にするというものであります。

次に、2 ページの歳出であります。1 款総務費から6 款予備費まで、歳出合計を歳入合計と同額の23億3,157万円にするというものであります。財源内訳は、国庫支出金1,591万9,000円の減、その他の財源2,980万7,000円の減、一般財源が5,319万5,000円の減であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入であります。3 款 1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分1,828万2,000円の減は、国庫負担金の額が確定したことによる減であります。

3 款 2 項 1 目調整交付金、1 節現年度分調整交付金1,348万4,000円の増は、交付割合

が確定し、6.55%と見込んでいた交付割合が7.63%へ増加したことによるものでございます。

3目1節事務費補助金18万円の増は、保険料基準所得金額の見直しに対応するためのシステム改修に係る補助金の増であります。

4款1項1目介護給付費交付金、1節現年度分2,980万7,000円の減は、支払基金交付金の額が確定したことによるものでございます。

4ページをお開きください。

5款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分1,130万5,000円の減は、介護給付費県費負担金の額が確定したことによる減であります。

7款1項1目介護給付費繰入金、1節現年度分743万6,000円の減は、歳出の2款保険給付費の町負担分12.5%分の減によるものでございます。

4目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金24万1,000円の増は、職員の児童手当とシステム改修に係る経費について一般会計から繰り入れするものでございます。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備繰入金4,600万円の減は、介護給付費が見込みより減になったことなどにより、基金からの繰入れの必要がなくなったことによるものでございます。

5ページをご覧ください。3の歳出になります。

1款1項1目一般管理費42万1,000円の増は、職員手当及び保険料基準所得金額の見直しに対応するためのシステム改修費の増であります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費2,177万円の減、2目地域密着型介護サービス給付費3,412万6,000円の減、3目施設介護サービス給付費300万8,000円の減は、実績見込みの額の減によるものでございます。

同じく、4目居宅介護福祉用具購入費、及び6ページの5目居宅介護住宅改修費は、国庫支出金等の減額に伴う財源内訳の補正であります。

同じく、6目居宅介護サービス計画給付費62万8,000円の減は、利用件数の減によるものでございます。

2款2項1目介護予防サービス給付費149万6,000円、2目地域密着型介護予防サービス給付費63万7,000円の減は、実績見込額の減によるものでございます。

同じく、3目介護予防福祉用具購入費、4目介護予防住宅改修費は、国庫支出金等の減額に伴う財源内訳の補正であります。

5目介護予防サービス計画給付費41万7,000円の減は、実績見込額の減によるものでございます。

7ページをご覧ください。

2款3項1目審査支払手数料は、国庫支出金等の減額に伴う財源内訳の補正であります。

2款4項1目高額介護サービス費549万5,000円の増は、実績見込額の増による補正となります。

2款5項1目高額医療合算介護サービス費は、国庫支出金等の減額に伴う財源内訳の

補正であります。

8ページをお開きください。

2款7項1目特定入所者介護サービス費289万4,000円の減は、利用者件数の減によるものでございます。

6款1項1目予備費は3,986万1,000円の減で、4,025万8,000円となります。

以上、説明となります。

続きまして、議案第30号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ265万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,669万4,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によりたいというものであります。今回の補正は、被保険者の異動による保険料の見込額の変更及び保険基盤安定対策による繰入金額の補正が主なものとなります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。1の総括になります。

まず、歳入であります。

1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで合計265万8,000円を追加し、歳入合計を2億2,669万4,000円にしたいというものであります。

2ページの歳出であります。1款総務費及び2款後期高齢者医療広域連合納付金に256万8,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の2億2,669万4,000円にしたいというものであります。財源内訳は、一般財源が265万8,000円の増となります。

3ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入であります。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、1節特別徴収保険料295万2,000円の減は、被保険者の死亡や普通徴収への移行による減。2節普通徴収保険料662万7,000円の増は、新規被保険者の増及び特別徴収からの移行によるものでございます。3節滞納繰越分普通徴収保険料17万2,000円の減は、実績見込みによる減となります。

3款1項1目事務費繰入金42万3,000円の減は、職員給与費等繰入金のうち児童手当が4万円の増、マイナンバーカードと健康保険証の一体化推進事業費補助金の対象となる郵便料46万3,000円の減によるものでございます。

4ページをお開きください。

5款4項2目雑入46万3,000円の増は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化推進事業費等補助金の額の確定によるものであります。

5 ページをお開きください。3 の歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費 4 万円の増は、児童手当の増によるものでございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金261万8,000円の増は、保険料の変更及び繰入金額の確定によるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第31号から議案第33号までについて説明を求めます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第31号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,171万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,708万3,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によりたいというものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は第2表繰越明許費によりたいというものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は第3表地方債補正によりたいというものであります。

今回の補正は、事業費の確定及び精査によるものを計上したものであります。

1 ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。第2表繰越明許費であります。

1 款 1 項、事業名は「坂下東第一地区土地区画整理事業」でありまして、翌年度へ繰り越して使用できる金額を2,590万5,000円にしたいというものであります。繰越しの理由といたしましては、建物等移転について、建築業者の選定や確認申請等の手続に時間を要したこと、さらには豪雪により工事が難航し不測の期間を要したこと、年度内の完了が見込めないため、繰り越すものであります。繰越額については2,590万5,000円であります。なお、繰り越す期間につきましては、令和7年8月を予定しているところであります。

4 ページをお開きください。第3表地方債補正であります。

公共事業等債につきましては、事業費の減に伴い3,320万円を減額したいというものであります。なお、起債の方法及び利率、償還の方法につきましては変更ございません。事項別明細書の1 ページをご覧ください。

1 総括、歳入であります。

1 款国庫支出金から5 款町債まで、補正額が5,171万8,000円の減となり、補正後の歳入合計は1 億4,708万3,000円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款事業費について、補正額が5,171万8,000円の減となり、補正後の歳出合計は1 億4,708万3,000円となります。また、補正後の財源内訳は、国庫支出金が4,158万4,000円の減。地方債が3,320万円の減。その他特定財源が123万4,000円の増。一般財源が2,183万2,000円の増となっております。

3 ページをご覧ください。

歳入であります。

1 款1 項1 目土木費国庫補助金4,158万4,000円の減は、補助対象事業費の減により減額するものであります。

2 款1 項1 目不動産売払収入123万4,000円の増は、処分予定箇所が1 か所から2 か所になったことにより増額するものであります。

3 款1 項1 目一般会計繰入金2,183万2,000円の増は、土木費国庫補助金並びに土木債の減により増額するものであります。

4 ページをお開きください。

5 款1 項1 目土木債3,320万円の減は、補助対象事業費の減により減額するものであります。

5 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款1 項1 目坂下東第一地区事業費は5,171万8,000円の減であります。12節委託料890万2,000円の減は、建物等調査算定業務委託費の確定によるものであります。

18節負担金補助及び交付金29万9,000円の減は、区画道路築造に伴う水道管敷設工事費の確定によるものであります。

21節補償補填及び賠償金4,251万7,000円の減は、移転補償件数が3 件から1 件になったことによるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第32号「令和6 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4 号）」についてご説明申し上げます。

第1 条、令和6 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2 条、令和6 年度会津坂下町水道事業会計予算第3 条に定めた収益的収入及び支出

の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業収益を、既決予定額4億9,921万5,000円から1,084万6,000円を減額し、4億8,836万9,000円にしたいというものであります。

第1款水道事業費用を、既決予定額4億7,374万5,000円から874万8,000円を減額し、4億6,499万7,000円にしたいというものであります。

次に、第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したというものであります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億4,602万9,000円の補填財源を、過年度分損益勘定留保資金1億3,981万8,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額621万1,000円に改めたいというものであります。

第1款資本的収入を、既決予定額1億6,678万9,000円に8,662万6,000円を追加し、2億5,341万5,000円にしたいというものであります。

裏面をお開きください。

第1款資本的支出を、既決予定額2億6,392万2,000円に1億3,552万2,000円を追加し、3億9,944万4,000円にしたいというものであります。

第4条では、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正したいというものであります。借入限度額を7,230万円追加し、1億9,210万円にしたいというものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次ページをご覧ください。

第5条は、予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額3,349万3,000円に8万円を追加し、3,357万3,000円に改めるものであります。

今回の補正は、国の令和6年度補正予算（第1号）に伴う事業費、国庫補助金及び企業債の増、配水管布設替工事費等の確定に伴う企業債及び建設改良費の減、児童手当の支給月変更に伴う手当の増、水道事業収支全体の確定見込みなど、事業費の確定及び精査によるものを計上したものであります。

1ページをお開きください。

実施計画、収益的収入及び支出であります。詳細につきましては、5ページの予算明細書でご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

実施計画、資本的収入及び支出であります。詳細につきましては、7ページの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の3,437万9,326円から5,370万7,669円を減額し、マイナス1,932万8,343円となり、資金期末残高は8億6,310万5,107円となります。

4ページをご覧ください。

予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5ページをお開きください。

予算明細書であります。

収益的収入、1款1項1目給水収益1,123万3,000円の減は、令和6年度実績見込額に

よる水道使用料の減によるものであります。

2 目受託工事収益45万5,000円の減は、一般修繕及び町道修繕の減、坂下東第一土地
区画整理地内の給水管布設工事費の確定によるものであります。

3 目その他の営業収益233万2,000円の増は、大口口径加入金や新規加入件数の増によ
るものであります。

2 項 1 目受取利息及び配当金24万1,000円の増は、定期預金利率上昇による増であり
ます。

2 目他会計補助金99万8,000円の減は、町道北裏通り線配水管布設替工事に伴う消火
栓工事費確定に伴う基準内繰入23万3,000円の減、物価高騰対策重点支援地方創生臨時
交付金を活用して実施した水道基本料金減免額確定に伴う基準外繰入76万5,000円の減
によるものであります。

3 目雑収益60万8,000円の増は、不用メーター売却単価の増によるものであります。

4 目長期前受金戻入128万4,000円の減は、町道北裏通り線配水管布設替延長距離確定
による再計算及び除却資産の精査によるものであります。

8 目消費税及び地方消費税還付金53万4,000円の減は、今回の収入及び支出の補正予
算額を基に試算した結果、減となりました。

3 項 2 目過年度損益修正益47万7,000円の増は、長期間水道メーター検針ができず、
認定料金で請求していた箇所が検針可能となったことから、認定料金と正規料金の差額
を計上したことによるものであります。

6 ページをご覧ください。

収益的支出、1 款 1 項 1 目原水及び浄水費25万6,000円の減は、会津若松地方広域市
町村圏整備組合からの受水量の減によるものであります。

2 目配水及び給水費579万1,000円の減は、本年度支出見込額の精査の結果、配水施設
の電気料及び電力量の軽減単価の減に伴う光熱水費及び動力費の増、修繕費及び工事請
負費の減によるものであります。

3 目受託工事費45万5,000円の減は、修繕費、材料費及び坂下東第一土地区画整理地
内の給水管布設工事費の確定による工事請負費の減によるものであります。

4 目総係費21万円の減は、児童手当の支給月変更に伴う手当等、及び複写機使用枚数
増加に伴う印刷製本費の増、研修旅費の減によるものであります。

7 目資産減耗費389万2,000円の減は、町道北裏通り線配水管布設替延長距離確定によ
る再計算及び除却資産の精査によるものであります。

2 項 1 目支払利息44万1,000円の減は、借入金額及び借入利率確定に伴う企業債利息
の減によるものであります。

3 目消費税及び地方消費税229万7,000円の増は、今回の収入及び支出の補正予算額を
基に試算した結果、納付になる見込みとなりました。

7 ページをお開きください。

次に、資本的収入、1 款 1 項 1 目企業債7,230万円の増は、起債対象事業費の確定に
よる減、及び国の令和 6 年度補正予算（第 1 号）に伴う事業費に対する増によるもので

あります。

3 項 1 目他会計負担金1,389万7,000円の減は、令和 5 年度竣工の新館地内消火栓設置路線の舗装復旧工事費確定による一般会計負担金89万7,000円の減、配水管布設替工事に対する額の確定による特別会計負担金1,300万円の減であります。

5 項 1 目寄附金25万円の減は、寄附の見込みがないことから皆減するものであります。

6 項 1 目国庫補助金2,847万3,000円の増は、当初の事業費に対する国庫補助内示額確定による減、及び国の令和 6 年度補正予算（第 1 号）に伴う事業費に対する増によるものであります。

8 ページをご覧ください。

資本的支出、1 款 1 項 3 目固定資産購入費2,505万6,000円の減は、3 節構築物の下水道事業施工区域内における配水管布設替等工事費、工事設計、漏水解析調査等業務委託及びミストポール設置工事費の確定による減。4 節機械及び装置の束松ポンプ場送水ポンプオーバーホール、中央配水場電気計装盤更新、管路管理システムデータ更新及びミストファン購入は事業費確定による減。非常用浄水装置購入は購入後の維持管理などについて検討を要する必要が生じたことから購入を見送ったことによる減であります。

4 目消防施設費89万7,000円の減は、令和 5 年度竣工の新館地内の消火栓設置に伴う舗装復旧設計及び工事費確定による減であります。

5 目負担金 1 億6,147万5,000円の増は、国の令和 6 年度補正予算（第 1 号）に伴う事業費の増であります。

9 ページをご覧ください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

（1）収益的収支（損益勘定）であります。収益的收入 4 億8,836万9,000円、収益的支出 4 億6,499万7,000円、税込当期純利益2,337万2,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額621万1,000円、貯蔵品に係る仮払い消費税及び地方消費税48万8,000円を差し引き、税抜当期純利益1,667万3,000円となるところであります。

（2）資本的収支（資本勘定）の不足額 1 億4,602万9,000円の補填財源につきましては、下段、補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第33号「令和 6 年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第 5 号）」について、ご説明申し上げます。

第 1 条、令和 6 年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条、令和 6 年度会津坂下町下水道事業会計予算第 3 条に定めた本文を「収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。」に改め、収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正したいというものであります。

第 1 款下水道事業収益を、既決予定額 5 億4,138万3,000円に 1 億6,107万3,000円を追加し、7 億245万6,000円にしたいというものであります。

第1款下水道事業費用を、既決予定5億1,218万6,000円に1億6,207万1,000円を追加し、6億7,425万7,000円にしたいというものであります。

次に、第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億1,831万8,000円の補填財源を、引継現金206万9,000円、当年度分損益勘定留保資金9,959万1,000円、利益剰余金1,665万8,000円に改めたいというものであります。

次のページをお開きください。

第1款資本的収入を、既決予定額4億3,295万7,000円から8,831万6,000円を減額し、3億4,464万1,000円にしたいというものであります。

次に、第1款資本的支出を、既決予定額5億5,117万6,000円から8,821万7,000円を減額し、4億6,295万9,000円にしたいというものであります。

第4条では、予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正したいというものであります。

公共下水道整備事業債の借入限度額を4,320万円減額し1億6,390万円に、資本費平準化債（公共下水道事業）の借入限度額を1,810万円減額し1,950万円に、資本費平準化債（農業集落排水事業）の借入限度額を30万円減額し1,320万円にしたいというものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。公営企業会計適用債については廃止したいというものであります。

次のページをご覧ください。

第5条は、予算第9条に定めた職員給与費の既決予定額2,745万5,000円に8万円を追加し、2,753万5,000円に改めるものであります。

第6条は、予算第11条に定めた当年度利益剰余金を1,975万8,000円に、資本的収支不足額に対する補填財源を1,665万8,000円に改めるものであります。

今回の補正は、水道事業会計における国の補正予算（第1号）に関連する受託工事収益及び受託工事費の増、下水管渠工事費等の確定に伴う企業債、国県補助金及び建設改良費の減、児童手当の支給月変更に伴う手当の増、下水道事業収支全体の確定見込み及び精査によるものを計上したものであります。

1ページをご覧ください。

実施計画収益的収入及び支出であります。詳細につきましては、5ページの予算明細書でご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

実施計画資本的収入及び支出であります。詳細につきましては、7ページの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の1億4,813万3,634円から1億2,783万2,790円を減額し、2,030万844円となり、資金期末残高は3,964万1,590円となります。

4ページをお開きください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5 ページをご覧ください。予算明細書であります。

収益的収入、1 款 1 項 1 目下水道使用料99万1,000円の減は、令和 6 年度実績見込額による下水道使用料の減によるものであります。

3 目受託工事収益 1 億6,147万5,000円の増は、水道事業会計における国の補正予算（第 1 号）に関連した管路DB整備事業負担金を計上したことによるものであります。

2 項 3 目補助金27万6,000円の減は、事業費確定に伴う国庫補助金の確定によるものであります。

4 目長期前受金戻入256万円の増は、固定資産の財源を精査したことによるものであります。

5 目消費税及び地方消費税還付金21万7,000円の減は、今回の収入及び支出の補正予算額を基に試算した結果、減となりました。

3 項 3 目その他特別利益147万8,000円の減は、令和 5 年度公共下水道消費税及び地方消費税還付金確定によるものであります。

収益的支出、1 款 1 項 2 目処理場費10万円の増は、児童手当の支給月変更に伴う手当等の増、及び下水道処理施設の水道使用量の増に伴う光熱水費の増であります。

3 目受託工事費 1 億6,147万5,000円の増は、管路DB整備事業の17節委託料763万円、及び 6 ページの48節工事請負費 1 億5,384万5,000円の増によるものであります。

5 目総係費247万7,000円の減は、複写機使用枚数増加に伴う印刷製本費の増、職員の自己研さんにより公営企業会計支援等業務委託が不要となったことによる委託料の減によるものであります。

6 目減価償却費961万4,000円の増は、固定資産取得額を精査したことによるものであります。

7 目資産減耗費63万7,000円の増は、更新工事などにより減価償却費として費用化されていない額を計上したことによるものであります。

2 項 1 目支払利息662万4,000円の減は、借入金額及び借入利率確定に伴う企業債利息の減によるものであります。

3 項 5 目その他特別損失65万4,000円の減は、前年度分賞与引当金繰入額の確定によるものであります。

7 ページをご覧ください。

資本的収入、1 款 1 項 1 目企業債6,160万円の減は、起債額確定によるものであります。

6 項 1 目国庫補助金2,550万円の減、及び 2 目県補助金121万6,000円の減は、補助事業費の確定によるものであります。

資本的支出、1 款 1 項 1 目事務費 4 万円の増は、児童手当の支給月変更に伴う手当等の増であります。

2 目管渠整備事業費7,557万4,000円の減は、設計積算業務などの17節委託料、水道移設補償などの28節補償金、下水管渠工事の48節工事請負費の事業費確定に伴うものであります。

5 目処理場改良事業費1,268万3,000円の減は、事業費確定に伴う減のほか、下水処理施設の監視通報装置更新工事の見送りによるものであります。

8 ページをお開きください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支(損益勘定)であります。収益的収入7億245万6,000円、収益的支出6億7,425万7,000円、税込当期純利益2,819万9,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額844万1,000円を差し引き、税抜当期純利益1,975万8,000円となるところであります。

(2) 資本的収支(資本勘定)の不足額1億1,831万8,000円の補填財源につきましては、下段、補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(赤城大地君)

昼食のため休議といたします。再開は午後1時といたします。(午前11時58分)

(休議)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。(午後1時00分)

以上をもって議案の説明を終わります。

質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

まず、議案第27号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第9号)」に対する質疑に入ります。質疑はありますか。よろしいでしょうか。

◎6番(小畑博司君)

議長、6番。

◎議長(赤城大地君)

6番、小畑博司君。

◎6番(小畑博司君)

5ページの農業使用料の部分で農産物加工所の使用料については、8月から使用がないということですが、今後の見通しも含めて、どのように考えていくのか伺いしたいと思います。

◎産業課長(長谷川裕一君)

議長、産業課長。

◎議長(赤城大地君)

長谷川産業課長。

◎産業課長(長谷川裕一君)

農畜産物処理加工施設の使用料につきましては、説明にあったとおり、7月までは長

期的な使用ということで使用をしておりましたが、8月からは使用しないということで、以降実際使用はございませんでした。その間、若干長期的な使用をしたいということでご相談を受けたケースはあったのですが、実際の利用には至っていないということでございます。

これまで説明もしてきましたとおり、来年度からは1か月単位であるとか数か月という貸出しだけでなく、1日単位で、極端に言えば1日単位で、1週間とか、3日間とか、その日1回限りの使用というようなこともできる仕組みを構築しまして、来年度からは早速運用してまいりたいと。それによって利用しやすい施設として、何とか使用者を募っていききたい、そのように考えております。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

16ページ、財産管理費で財政調整基金行政センター建設基金、これ、積立てをしているんですけれども、残額は幾らぐらいでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

まず行政センター建設基金は11億6,484万円ほどであります。

財政調整基金は、すみません、資料がなかったので、後ほどお答えさせていただきます。保留とさせていただきます。申し訳ありません。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（赤城大地君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

7ページの教育費国庫補助金で、収入になるんですけれども、特別支援教育就学奨励金の補助金が少なくなっている分、歳出のほうも減っているということなんですけれども、

近年特別支援を受ける子が徐々に、私の中では増えているような気がするんですけども、そういうことに対して、どう思われますか。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

今回の補正につきましては、あくまでも見込んだ分で結果の整理ということになりますので、こういう数値の計上になっております。議員おっしゃるとおり、特別支援教育に係る児童生徒は年々増えておりますので、それについてはしっかり認定を行って、保護者の意向なんかも十分に伺いながら、しっかりと対応していきたいというふうに思います。

◎議長（赤城大地君）

青木議員の答弁ですか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

16ページ、企画費のほうですが、路線バスの利用促進ということで道の駅の割引券ということが出ておりましたが、今までの利用状況、そういったものはどのようになっていますか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

バスの中に100円の割引券を設置して、乗車される方に100円の割引券を配布しているというようなものであります。こちらについては、ちょっとお待ちください。

すみません、ちょっと見当たらないので保留させてください。申し訳ありません。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

18ページ、新庁舎建設費のところなんです、委託料というのは、こういった内容が含まれているのかについて教えてください。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

新庁舎建設費の12委託料の件であります、こちらについては、新庁舎建設の支援業務ということで、基本構想・基本計画の発注者支援業務ということになります。建築士の方々に専門的な部分で支援をいただいているという内容でございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいですか。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

それに関連してなんですが、これは今年度の結果なんですが、ずっと経時的に見ると、ずっとこの委託料というのはかかっているんでしょうか。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

発注者支援業務につきましては、令和6年度に初めて発注したものでありまして、今年度につきましては基本計画、まだ完成していませんので、令和7年度についても、基本計画の策定業務ということで発注者支援業務を予定しているというところであります。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎6番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

6ページの民生費国庫補助金の8節です。生活困窮者就労準備支援補助金59万3,000円が増額ということで、これの使われ方というか、どういう使われ方になっているのか、教えてください。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

これについては、会津権利擁護成年後見センターというようなことで、そちらに会津全域から負担金を出しております。その事業費に対して補助該当になったということで2分の1補助になっているというようなところでございます。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにごありますか。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

22ページ、民生費の中の社会福祉総務費ということで、この説明で介護保険利用者減のために減となっているというご説明だったんですが、その背景を教えてください。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

繰出金の部分かと思います。介護の部分で介護の特別会計繰出金の部分で700万ほど減というようなことなんですけども、これについては大きく介護給付費の繰出しが740万ほど減なんですけども、給付、特に居宅の介護サービス費が思ったほど伸びなかったというようなことで、後に介護で出てきますが、それによって町負担割合分が減になったというようなところでございます。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

今ほど居宅の介護サービスが思ったより伸びなかったということだったんですが、高齢者も増えてきて、介護保険利用のニーズというのは増していると思うんですが、伸びなかったというのは、そもそもどういったことだと思われますか。

◎議長（赤城大地君）

今、一般会計補正予算を審議しておりますので、一般会計内に収めた質問をお願いいたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

介護の繰出しなので介護の話になっちゃうんですけども、実は9期計画の中で伸び率を伸ばしているんですけども、伸びてはいるんですけども、その我々がシミュレーションをした部分よりは伸びていないというようなところでございます。伸びてはいます。けども、見込みよりは伸びていないというのが現実でございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにごございますか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

電気代についてお尋ねします。物価高騰により電気代が伸びるなどと思っていたんですけども、児童福祉のほうで200万円、小学校でも200万円、幼稚園でも236万円ほど減額されている、この根拠、理由を教えてください。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

全体的な予算の要求からの話になるんですが、5年度、前年度にすごい電気料が上がって、6年度の見込みというものがなかなかできなかったということで、ある程度幅を持たせた中で予算というのを確保していたんですが、実際の実績として予想したよりは電気代はかからなかったということで、今回大幅な減額というふうなことでございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

16ページの6目企画費について順次お伺いいたします。

まず負担金が494万2,000円の増ですが、この中身についてはどのようなことで、この負担金が増えたのか教えてください。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

大きな要因としては二つございます。

まず市町村バス運行と道の駅ということで、まず道の駅につきましては、今回大幅な工事の負担金として予定しておりましたが、実績として下がったものや次年度へ繰り越したのがあるということで減額になっております。

市町村バスの路線運行については、運行のお金の仕組みとして、今まで定期券を購入して県の補助金を3分の2、欠損分の3分の2をいただいていたんですが、これを6分の1の交付金にしています。要するに定期券の購入をして40%の収支率を確保しないというような、6年度から、そういうことをしております。

これはなぜかといいますと、市町村が負担する分の8割について交付税措置をされるということで、赤字分が多ければ多いほど交付税の8割措置をもらったほうが、町の財源としては有利になるということがございました。市町村バスの今回1,158万4,000円については、今までの考え方ですと、40%の収支を維持するために定期券等を購入していたものというようなものになります。ちなみに令和5年度であれば、850万ほど定期券を購入していたので、今年は定期券購入の費用を載せていないので、そこにそのまま負担金が出てくるということになります。

ちなみに県の6分の1、そして欠損分の交付税で80%を措置されると、最終的には町としては500万ぐらいの財政的な負担軽減が図られるということで、今まで定期券での要するに買い支えというものをやっていなかったものに対して、負担金で払って、この分については8割の交付税措置がされるというものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

18ページです。新庁舎建設費、10目、先ほども質問がありました委託料の1,408万円の減なんですが、これ、もともと幾らのやつが1,408万円を減額することになったのか。減額の要因として、いわゆる、先ほども質問がありましたけども、もうちょっと掘り下げてお聞きしたいんですけど、当初委託したやつが、これだけ減額になったという、減額量が非常に多額なんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

当初予算からの減額ということで、金額的にはここに記載のとおり、2,376万円を968万円ということで1,408万円の減という内容でございます。これについては、先ほど申し上げました基本計画の発注者支援業務ということで、基本計画の完了までの予算を確保しておったわけですが、発注の時期等々もありまして、令和6年度の分のできる範囲の契約ということで、その分を発注させていただきまして、減額という内容になっています。

引き続き、基本計画策定終了していませんので、令和7年度に残りの分を予算化しているというような状況でございます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

そうすると、2年度にまたがるというような理解なんですけども、これは、2年度でまたがる場合にはそれなりの手続というのは要らないのか。令和7年度にまた残りをやるということなんですけど、7年度は今度、どのような中身についてやるんでしょうか。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

基本計画の策定というところでございますので、7年度については、事業を進めている、より具体的な新庁舎の機能的な部分とか、そういう部分について、基本設計につながるような基本的な部分の策定業務というところで、発注者支援業務をしていきたいということで考えております。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

あと、こちら今年度の、この発注したこれだけの金額が減額になったということで、委託料そのものが、発注したときに四つの計画案をつくりましたね。その中で、町のほうで当然指導していたのであれば、二つは最初から計画案をつくる必要がなかったと思うんですよ。

一つは、区画整理地区の中において、仮換地計画がみんな決まっているのにそこを道路が9メートルとか、もっと広いやつを道路があってやらないところは無理なんだというふうに町のほうで言っているわけですね。そしたら、最初からそんなところを、計画案をつくる必要がなかったわけです。仮換地の計画案を変更するというのはできないわけよ。

あと、もう一つ、坂下高校については、非常に中村街道について拡幅しなくちゃいけないと、大変な多額のお金がかかる。そして、踏切のところ、拡幅というのは大変かかるというのは、当初からそういったことを分かっている把握していれば、そこは適地と、計画案そのものをつくる必要がなかったわけなんですけども、果たしてそういった坂下高校の改修案と、東地区の中の、それについては、なければね、かなりもっと減額できたと思うよ。無駄遣いだと思うんですけど、その辺の認識はいかがなんでしょうか。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

新庁舎の建設候補地の比較につきましては、以前からも申し上げておりましたけども、可能性のある候補地については、一度立ち止まっていろいろ比較して検討したいということと、あとは町民の皆様方、あとは議会の皆様方にいろんな比較した内容をきちんと整理してお知らせするというような目的もありましたので、我々としては、建設工事の4か所を設定させていただいて、可能性のある建設候補地については、比較検討を行った上で結論を出したいというようなことで、策定業務、比較表等々の懇談会の資料作りということでやらせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

24ページ、臨時福祉給付金の中の18節負担金及び補助金及び交付金の中で、2億7,000万円と56万円を2億2,700万円というような補正の中で、4,354万7,000円と、すごく大きな数字なんですけど、最初からの見積り、予算の数字でこんなふうには考えていなかったと思うんですが、具体的にどのような形でこういうふうな数字の補正が出たのか、お伺いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議員おただしのとおり、今回大きな減額となってございます。これらにつきましては、まず1点、令和5年度、また令和6年度に非課税世帯並びに均等割世帯に給付をする給付金、また、特別減税ということで、住民税から差し引きできなかった方々に減税をするということで、かなり多くの事業がここに入っております。当初の見込みより申告を受け付けて、確定をしなきゃならなかった性質上、当初の予算は最大値で見込んでいたというような状況でございます。

中でも、調整給付金事業については3,100世帯を見込んでおったんですが、結果的に2,909世帯という形で約200世帯が対象とならなかったということがございます。また、令和6年度の非課税であったり、均等割のみの課税世帯の方々については、400世帯を想定しておりましたが、最終的に247世帯となったというものでございます。これらも

全て令和6年度のいわゆる確定申告と住民税の課税が確定した後の数字となりますので、当初見込んでいたものよりも数が少なかったというのが現実でございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにごございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

同じく24ページの先ほど質問したところの……。

◎議長（赤城大地君）

マイクを寄せてもらってよろしいですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

はい。その下なんですがね、未給水地区等世帯生活支援給付金32万7,000円とちょっと減額が大きいんですけども、もともとの対象家庭とか、そういった世帯というのは、最初から把握しているわけなんですけども、これだけ余ったということは、その対象世帯が何かしら受けないとか、あと必要がなくなったとか、世帯数が減少になったとか、いろんな要因があるのでしょうか、お伺いします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

当然未給水地区の世帯数については、町のほうでも把握してございますが、結果として減額になったということは何件かのご家庭で申請がなかったものと認識してございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにごございますか。

◎11番（水野孝一君）

議長、11番。

◎議長（赤城大地君）

11番、水野孝一君。

◎11番（水野孝一君）

26ページ、児童福祉費の中で、18節負担金補助金、交付金、871万1,000円の増という

ことで、改定されたというような記事を読んだんですが、その中身を教えていただきたい。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議長、子ども課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐子ども課長。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

これは公定価格、これが改定になりまして、それが増えたことに伴って増額となっております。公定価格から国が定める基準額の上限額、それを差し引いた金額に対して支出するわけなんですけれども、その公定価格が増額になったということが要因でございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

それでは、なければ保留分の答弁をお願いいたします。

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

先ほど大変失礼いたしました。財政調整基金の積立ての残高については、今回の積立てをした後、令和6年度の末として、8億7,840万7,000円でございます。

二つ目でございますが、道の駅の利用券であります、最終的な予算額が18万5,000円になりますので、1年間通して1,850枚ほど、1,850人ほどの利用があったということで、ちなみにその内訳を申し上げますと、農産マーケットでの利用が大体7割、会津物産館での利用が2割、レストランが約1割というような利用をされているというような状況であります。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

反対の立場から申し上げます。

まず1点、18ページで、私も指摘しました新庁舎建設支援業務については、もともと県用地、あと坂下高校、そういったところについては検討の余地がないと、いわゆる計画案をつくってもそれだけ道路法に無理がある。あと、換地計画に無理がある。そこを無理やり計画案をつくるなんていう無駄遣いをしたんでは、それを認めるわけにはいかないということで、私はこの予算案についてはもっと減額になったのではないかと思いますので、反対をするものです。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありますか。よろしいですか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号「令和6年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第28号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第28号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第29号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第4号）」に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第29号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎1番（高久敏明君）

議長、11番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

5ページなんですが、21節、説明の中で3件が1件に減ったということなんですが、この減った要因について、お聞かせください。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

3件から1件に減ったというようなことで、まず前年度といいますか、前倒しで補償をさせていただいたご主体がございました。一番の減額になった要因は、国に対する要望額に対して、内示率が3分の1ということが大きく響きまして、減額となりました。その間、当然、関係者、関係する地権者の方々にいろいろご相談を申し上げて、前倒しで対応させていただいた方もございましたし、逆に、今年の大雪もあって、次年度以降に移転のほうをお願いしたいというふうなご説明を申し上げた世帯もあったというようなことで、最終的には大幅な減額となったということでございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいですか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

今、この件に関しては、来年度実施ということによろしいでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

当然、地権者さんに対するこの移転補償費の考え方というのは、例えば今日の今日、地権者さん宅を訪れて、「お願いします」と言っても、当然準備が追いつかないということでございます。町としては、今現在、例えば移転を要する時期の遅くても3年ぐらい前の時点で、一度、移転に対する説明をさせていただいて、当然それに関係する予算の関係もございますから、ある程度確定した段階でお願いするような段取りを組んでございます。なおかつ、当然、地権者さんのご理解、ご承諾をいただけないと移転の契約はできないという部分もございますので、ある程度の今、中心的に整備を進めている原街道沿線の方々には、特に時期的なものも含めていろいろご相談をさせていただいているところでありまして、その中でここ2、3年で移転が可能だというようなご回答をいただいた方々に対しては、順序よく移転のほうをお願いしているという状況でございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

収入の部、3ページ、お願いします。

土木費国庫補助金が、さらに3分の1になってしまったと。総額1億1,700万円しか来ないということは、事業に差し障りがあってね、内示の3分の1しか来なかったというのは、どうして来なかったのか、もう一度お願いします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

これは国の考え方でございますので、私も都市計画を経験してございます。その際には、やはり東日本大震災以後の国の交付金がつきづらかったというのは正直感じていたところでございますので、何かしらやはりそういう事情等々もあってというのもございますし、町とすれば前倒しさせていただいた部分もございますから、その辺も加味されての判断なのかもしれませんが、何ともここで明確に答えることはちょっとできませんので、ただ与えられた金額をもって、なおかつ、やはり約束した地権者さんには移転等々をお願いしなきゃいけないという部分もございますから、必要によっては単費を投じてでも、やはり適切なときに移転をお願いするようなこともあるというようなことで、ご理解をいただければと存じます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

この歳入を見ますと、最初の計画ですと2億円近いところに4,000万円、5,000万円近くの国からの国庫支出金が出ているわけですが、最終的に決算として、見通しとして、1,700万円しか国から出ないということで、パーセントにすると十二、三%の国庫

負担、補助率というか、そういう形になってしまうような気がするんですよね。

ということは、今後の事業の継続についてこのようなことが続いた場合に、事業を継続するのに何か困難が出てこないか、ちょっと心配するんですけども、その枠組みはいかがですか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

以前にも若干ご説明を申し上げた経過がございますが、今、事業計画が令和8年度までになっております。前段で実施計画の変更の承認はいただきました、10年間延長というようなことで。その際に国から言われたのは、区域内の区画道路2路線、これも整備は終了しろというようなことで言われてはおりますが、裏づけとなる交付金が、じゃあ10年間で整備費を賄えるだけの交付金が来るかは、今のところ、実際そのときを迎えてみないと分からないという状況で、施行者としての町としては、当然、交付金事業がちょっと不確定な部分がございます。これは、ある一定の時期を見て、交付金ではなくて別の補助の導入なんかも念頭に置きながら、やはり計画の見直し等々をしなきゃいけない時期が来るだろうとは想定してございますし、今、関係機関からいろんな情報をいただきながら、最終的にはどの計画に移行するか等々も含めて、様々な検討をしているところでございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

まず、確認したいんですが、今回のこの補正の対象になっているのかどうかですね。喜多方街道のところで昔の銀星座街道のところの通りがありましたけども、あそこの今、工事をやっておるんですが、そこは今回の補正の対象のところなのかどうかをお伺いします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

ご指摘の場所は、今回の補正には関係ございません。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

じゃあ、質問、ありがとうございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

6 ページ、支出の部でお伺いします。

原水及び浄水費25万6,000円ほど下がりました。原水が下がっているのは、私、初めてな気がするんですけども、やっぱり原水ですから、買うお金が下がったんですから、町は買わなかったのか、それとも本来、水道が上がるという話も聞いていた、原水が上がるという話も聞いたんですけども、これは下がった理由は何でしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

やはりこれは町の人口減少によるものが一番の理由だと考えてございます。原水費が上がるのは、次年度以降でございます。令和7年度から段階的に引上げになるというようなことでございますので、今回の補正に関してはあくまでも人口減少に伴う町内での水の需要が少なかったというようなことでご理解いただきたいと存じます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

8ページの資本的支出の中の固定資産購入費、4節最後の非常用浄水装置の購入を見送ったということだったんですけども、この見送りの経過についてご説明をお願いします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

これを令和6年度の予算で上げた際には、いずれ必要だという判断をしておったわけでございますけれども、蓋を開けていろいろ調査をした結果、維持管理経費等々も含めて、ちょっと想定よりも高いような額が出てきたものですから、もう少し精査をして、検討を要するものと判断した結果がこの補正になってございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにごぞいますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号「令和6年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第5号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第5号）」

を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ちょっと休憩に入っちゃいますか。

休憩のため休議といたします。再開を 1 時55分といたします。 (午後 1 時43分)

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。 (午後 1 時55分)

◎請願第 1 号、第 2 号及び第 5 号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第18、総務産業建設常任委員会に付託しておりました請願第 1 号「緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める請願について」、請願第 2 号「持続可能な農業の発展を築き、食料自給率を高めるための請願について」及び請願第 5 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎ 1 番（高久敏明君）

議長、1 番。

◎議長（赤城大地君）

1 番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎ 1 番（高久敏明君）（登壇）

報告いたします。請願第 1 号「緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める請願について」でございます。

令和 7 年 3 月12日、小畑博司議員の紹介による請願第 1 号について、総務産業建設常任委員会を開催し、委員 6 名の出席で、北庁舎会議室において真摯に審議いたしました結果、全会一致にて採択すべきものと決しましたので、報告します。

委員からは、請願趣旨のとおり、全国的に頻発、激甚化している災害に対し、今後も

継続的かつさらなる支援の充実が必要との意見でございました。

続きまして、請願第2号「持続可能な農業の発展を築き、食料自給率を高めるための請願について」でございます。

令和7年3月12日、小畑博司議員の紹介による請願第2号について、総務産業建設常任委員会を開催し、委員6名の出席で、北庁舎会議室にて審議いたしました結果、全会一致にて採択すべきものと決しましたので、報告します。

委員からは、食料自給率を高める政策は国策として重要であり、推進すべきとの意見でございました。

最後に、請願第5号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」でございます。

令和7年3月12日、小畑博司議員の紹介による請願第5号につきまして、総務産業建設常任委員会を開催し、委員6名の出席にて、北庁舎会議室で審議いたしました結果、全会一致にて採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

委員からは、最近の物価高により、町民の生活は逼迫しており、最低賃金の引上げを政策として実施することは重要であるとの意見でございました。

報告は以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。

まず、請願第1号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって、請願第1号に対する質疑を終わります。

次に、請願第2号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって、請願第2号に対する質疑を終わります。

次に、請願第5号について質疑はありませんか。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（赤城大地君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

大変、物価高が続いて、生活が苦しいというのは重々分かります。そのために賃金も

上げなくてはいけないということも分かっているんですけども、首都圏と地方の格差によって、中小企業の方が大変じゃないかなと思うんですけども、そういう質問は出なかったんでしょうか。

◎1 番（高久敏明君）

議長、1 番。

◎議長（赤城大地君）

1 番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1 番（高久敏明君）

懸念材料として、そういった意見もございました。最低賃金の引上げの問題とは、また別に、中小企業に対する支援についてもこれも課題としては考えていかなきゃいけないだろうなという話は、会議の中でございました。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって、請願第5号に対する質疑を終わります。これより討論・採決に入ります。討論・採決は1件ごとに行います。まず、請願第1号について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号「緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める請願について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

この請願に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

次に、請願第2号について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第2号「持続可能な農業の発展を築き、食料自給率を高めるための請願について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

この請願に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

次に、請願第5号について討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第5号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

この請願に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。

よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎請願第3号の報告・質疑・討論・採決

◎議長(赤城大地君)

日程第19、文教厚生常任委員会に付託しておりました請願第3号「高額療養費の限度

額引き上げの見直しを求める請願書について」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博文教厚生常任委員会委員長。

◎4番（物江政博君）（登壇）

文教厚生常任委員会に審議を付託されました請願第3号「高額療養費の限度額引き上げの見直しを求める請願書」につきまして、審査の経過と結果をご報告いたします。

去る3月12日、役場大会議室におきまして、委員7名全員出席の下、審議を行いました。

審議の結果、賛成多数で、この請願は採択すべきものと決しました。採択することに賛成するものとして、現在、高額医療費の引き上げが見送られているが、またいつ国会で審議されるか分からない。国民の声として伝えておくことは必要ではないか。高齢化も進み、今後ますます問題になってくる。がん患者だけでなく、高齢者の負担増の内容も入っている。今後復活してくる可能性もあり、意見書を提出すべきなどの意見が出されました。

一方、採択することに反対するものとして、総理大臣が見送りを明言したのだから、提出する必要はないなどの意見が出されております。

以上、申し上げたことで報告といたします。議員各位におかれましても、ご理解の下、賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。本件について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって、請願第3号に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

反対の立場で討論いたします。

請願を受け付けた2月19日には、高額医療制度を引き上げようとしていました。しかし、石破内閣総理大臣は、見直すことを3月7日時点で全面凍結しました。新年度予算についても再検討に入りました。一国の総理大臣が全面凍結したわけでありますから、願意は通ったと思っております。請願事項にも限度額引上げを見直すこととありますが、全面凍結でありますので、意見書を出す理由がないわけでありますので、反対といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

「高額療養費限度額引き上げの見直しを求める請願」に賛成の立場から討論を行います。

今年8月から引き上げが予定されていた政府与党の高額療養費限度額引き上げが衆参で可決されたものの、最終的に見送りとなりました。これは選挙前に選挙に不利になるようなことはしないという選挙対策としての一時的なものという見方もされています。

また、選挙が終わったらいつ凍結が解凍されてもおかしくないという見方もされています。

高額療養費の限度額引き上げは、物価が上がっていくのに、賃金や年金が上がらない状況の中、一生懸命に生活を保ちつつ、治療を受けたいと願う人々をさらにむち打つものです。制度利用者の負担増はもとより、今までは限度額に届いていたが、今後届かなくなる方も多数生まれる可能性があります。制度の持つセーフティネット機能が縮小することにより、受診抑制や治療中断、重症化の問題など負の波及効果が生じる危険性もあります。

人々の命と暮らしを保って守るためには、高額療養費の限度額引き上げの廃案、白紙撤回が必要であると考えます。いずれは誰もが高齢者となり、また、世代を問わず高額な医療を受けなければならない可能性がある中で、国民が安心して医療にアクセスできるよう、本請願に賛成いたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎ 8 番（五十嵐正康君）

私は反対の立場から不採択にすべきという立場で意見を申し上げます。

この国に対する要望書の中に、高額療養費制度の限度額引き上げというようなことを見直すこととございます。これはもう見直されていますので、見直されているのに見直していただきたいというような意見書を出すこと自体が私は整合性が取れない。しかも、それを地方議会から国に出すということ自体が私は何をやっているんだというような気がいたしますので、これは出すべきでないと判断しますので、もし出すのであれば、再度そのような検討がされる可能性があるというような現実的な国の行動が見えた部分でよろしいかと思しますので、今回は出すべきでないとします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。

◎ 6 番（小畑博司君）

議長、6 番。

◎議長（赤城大地君）

6 番、小畑博司君。

◎ 6 番（小畑博司君）

同僚議員から賛成の討論があったわけですが、大体同様の趣旨であります。

今回の請願につきましては、医療費の負担増につながる高額療養費制度の限度額引き上げを見直すこと。石破総理は「見直します」と言っております。ただし、見直すということは、今回、全部撤回しても、これから改めて考えるということであって、負担増がもうないということではありません。高齢者を取り巻く環境というのは、私が言うまでもなく、本当に厳しいものがございます。そんな中で、命を守るためには、負担増をやめてくれという地方の訴えでございますので、これについて、何ら問題はないと思いますので、賛成討論といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第 3 号「高額療養費の限度額引き上げの見直しを求める請願書について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第 3 号に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎発委第1号から発委第3号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第20、発委第1号「緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書の提出について」、発委第2号「持続可能な農業の発展を築き、食料自給率を高めるための意見書の提出について」及び発委第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）

「緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書」でございます。

去る令和7年3月12日、委員6名の出席にて、北庁舎会議室において意見書を取りまとめたところでございます。

意見書の中身でございますが、近年、全国的に頻発・激甚化している地震、台風、豪雨、豪雪等の災害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊など甚大かつ深刻な被害をもたらしております。また、南海トラフ地震の発生も懸念されているなど、国及び地方自治体におけるさらなる防災・減災対策が喫緊の課題となっています。しかしながら、国からの地方自治体への援助である緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされ、必要となる財源を確保する上で大きな困難に直面しております。このことは、令和6年の全国市町村議会の議決にもあるように、地方自治体の状況でもあります。

つきましては、地方自治法第99条の規定により意見書の提出をいたします。

記。

1、緊急防災・減災事業債は、地方自治体にとって極めて重要な財源であることから、令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。

2、起債対象事業のさらなる拡充及び要件緩和並びに交付税措置率の引き上げによる財源措置の強化など、一層の制度拡充を図ること。

令和7年3月17日。福島県河沼郡会津坂下町議会、議長赤城大地。宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、防災担当大臣でございます。

続きまして、「持続可能な農業の発展を築き、食料自給率を高めるための意見書」でございます。

令和7年3月12日、委員6名の出席において、北庁舎会議室において意見書を取りまとめたところでございます。

意見書の中身でございますが、今日の世界は、各地の戦争の影響で食料安全保障上のリスクが高まり、地球環境問題への対応など、我が国の農業を取り巻く情勢には、急激な変化が生じています。

政府は、食料の安定供給と農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的発展とその基盤としての農業の振興を図る目的で、25年ぶりに食料・農業・農村基本法を改正しました。国民生活の安定と向上及び国民経済の健全な発展を促進するためには、法改正は極めて重要です。改めて我が国の農業の発展を目指す転換点であるとの証左です。

しかしながら、現在、農業・農村の現実、法改正に伴う各種事業計画の策定の前提が極めて困難な状況であることも現実です。その最も重要な課題は、農業経営とその後継者の激減です。中山間地は小規模経営が大勢を占め、とりわけ兼業農家も減少し、農業者の経営維持が困難になっています。

このような状況下でありますので、国政として、過疎と高齢化を防ぎ、地域自治力を高めるために、まず38%まで低下した食料自給率を飛躍的に高め、生産者と消費者を守ることを国政として推進することが重要です。

つきましては、持続可能な農業の発展を図るために、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記。

1、農業政策を強化し、農村への移住・定住促進や労働力の確保、環境保全の取組など農地を維持するとともに、中山間地域等直接支払制度等を維持しながら、農業全般の基礎支援制度を拡充すること。

2、食料の安定供給と食料自給率の向上に向けて、国家的計画を作成し、予算を拡充して、国内農業生産の拡大を図ること。

3、農業生産のコスト上昇分を一方的に価格転換し、消費者へ負担させるのではなく、適正な価格形成として、再生産を可能とする所得補償制度を導入すること。

令和7年3月17日。福島県河沼郡会津坂下町議会、議長赤城大地。宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣でございます。

続きまして、発委第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」でございます。

こちらにつきましても、令和7年3月12日、委員6名の出席で、北庁舎会議室において意見書を取りまとめたところでございます。

意見書の中身でございますが、令和6年春闘結果での賃上げ率は33年ぶりの定昇込み

5%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定昇込み4%台にとどまり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷しています。そのことは、物価高が労働者家計を圧迫していくことに加えて、中小企業や適切な価格転換・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していない状況にあり、賃上げと適切な価格転換・適正取引の裾野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にあります。

社会や産業・企業を維持し、発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一步を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければなりません。

さらには、人手不足を補うために、雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働などの問題を解決すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引上げと早期発効は重要な政策と考えます。

よって、会津坂下町議会は、福島県の一層の発展を図るため、賃金の経済政策となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1、福島県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること。

2、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期に発効に努めること。

令和7年3月17日。福島県河沼郡会津坂下町議会、議長赤城大地。宛先は、福島県知事、福島県労働局長でございます。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

これより質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。

まず、発委第1号「緊急防災・減災事業費の期間延長及び一層の充実を求める意見書の提出について」、質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、発委第2号「持続可能な農業の発展を築き、食料自給率を高めるための意見書の提出について」、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、発委第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。討論・採決は1件ごとに行います。

まず、発委1号「緊急防災・減災事業費の期間延長及び一層の充実を求める意見書の提出について」、討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより発委1号「緊急防災・減災事業費の期間延長及び一層の充実を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号「持続可能な農業の発展を築き、食料自給率を高めるための意見書の提出について」、討論に入ります。討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより発委第2号「持続可能な農業の発展を築き、食料自給率を高めるための意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発委第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、討論に入ります。

◎10番（五十嵐一夫君）

第5号じゃないのか。

◎議長（赤城大地君）

第5号ですね。違うな。発委第3号。

今ほどのご指摘は請願番号でございますが、こちらのほうは意見書の番号でございますので、ご確認いただければと思います。

次に、発委第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、討論に入ります。討論はありませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより発委第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第4号及び発委第5号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第21、発委第4号「高額療養費の限度額引き上げの見直しを求める意見書の提出について」及び発委第5号「2，4，5-T系除草剤の早期撤去を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎4番（物江政博君）

議長、4 番。

◎議長（赤城大地君）

4 番、物江政博文教厚生常任委員会委員長。

◎4 番（物江政博君）

発委第4号「高額療養費の限度額引き上げの見直しを求める意見書の提出について」ですが、先ほど請願第3号で報告申し上げましたが、高額医療費の限度額引き上げの見直しを求めるため、意見書（案）のとおり提出するものでございますので、何とぞ議員各位にご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、発委第5号「2，4，5-T系除草剤の早期撤去を求める意見書の提出について」の説明でございますが、去る3月12日、役場大会議室におきまして、委員7名全員出席の下、審議を行いました。令和5年度に意見書を提出していることで、危険を早期に取り除くため継続して声を届けていくべきものであるとの意見が出され、全員賛成により、意見書（案）を提出することに決定いたしました。

以上、議員各位により同意が求められますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（赤城大地君）

これより質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。

まず、発委第4号「高額療養費の限度額引き上げの見直しを求める意見書の提出について」、質疑はありませんか。

◎8 番（五十嵐正康君）

議長、8 番。

◎議長（赤城大地君）

8 番、五十嵐正康君。

◎8 番（五十嵐正康君）

先ほども申し上げましたけども、この意見書の表題ですね。高額療養費の限度額引き上げの見直しを求める意見書となっておりますけども、これ、引き上げはもうされないということで、見直しする必要はないというような部分での、それを見直しを求めるという部分ですよね。これはその辺の整合性が取れるかどうかということは、委員会の中で質疑はなかったんでしょうか。

◎4 番（物江政博君）

議長、4 番。

◎議長（赤城大地君）

4 番、物江政博文教厚生常任委員会委員長。

◎4 番（物江政博君）

そのことにつきましては、特別委員会の中では意見は出ませんでした。

◎8 番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

その部分が当然、もう既に見直されているということであれば、この意見書の名を、実効性を持たせるのであれば、物価高騰期における国民生活を守るための医療費負担の軽減を求める意見書というふうな部分での検討もあったかと思うんですけども、その辺はいかがですか。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博文教厚生常任委員会委員長。

◎4番（物江政博君）

特別そういう意見もございませんでした。

◎議長（赤城大地君）

ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、発委第5号「2，4，5-T系除草剤の早期撤去を求める意見書の提出について」、質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。討論・採決は1件ごとに行います。

まず、発委第4号「高額療養費の限度額引き上げの見直しを求める意見書の提出について」、討論はありませんか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

私は反対の立場で申し上げます。

先ほど申し上げましたが、引き上げしないと、内閣総理大臣が凍結すると言っているんですから、この記の中に、「限度額引き上げを見直すこと」とある。見直すならば、引き上げをするんだっただらば「見直すこと」とするんでしょうけども、見直しをしないと言っているんだから、引き上げはしないとやっているんですから、この文章はおかしいんじゃないかと思うんです。

それによって反対いたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

先ほど質疑でも、申し上げたとおり、この表題が見直しを求める意見書になっております。これは、やはり国がやらないということをさらに見直せということ自体が整合性が取れないというように思いますので、私はこの意見書をそのまま出すことについては反対いたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

私も反対の立場から申し上げます。

この趣旨に関しましては、非常に共感するところでございますが、先ほど同僚議員が述べているように、3月7日に、既に見送りの方針が示されております。

また、この表題「高額医療費の限度額引き上げの見直しを求める意見書」というところ、また、記の1、国民の生活と命を守るために医療費の負担額である高額療養費制度の限度額引き上げを見直すこと。これは既に3月7日に方針が示されていると判断いたしますので、出す必要はないと、私は、趣旨は賛同しますが、出す必要はないと思いますので、反対をいたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎ 6 番（小畑博司君）

議長、6 番。

◎議長（赤城大地君）

6 番、小畑博司君。

◎ 6 番（小畑博司君）

付託された常任委員会の中での議論でも申し上げたところではありますけれども、この今回の見直しを求める意見書というのは、国会で議論されているように、がん患者団体などだけではございません。当町における多くの高齢者の皆さんの生活の状況、特に低所得の皆さんの状況、あるいは一生懸命働いているけれども、少ない所得しか得られていない方々にとっても大きな負担増につながる可能性がある。

今回、見直しを約束した、引き上げをしないとといったことについて、「もう、しません」というふうに言っているわけではなくて、この制度は必要であるから、この制度が残せるように改めて検討したいと、多くの皆さんの意見を聞いてというお話のようであります。

だから、坂下町としては、そういう難病の方々だけではなくて、そういった低所得者の皆さんにとっても大変な問題であるよという問題提起をしていると私は思っています。これからも引き上げはやめてくれという切ない思いを意見書として出すことについては、当然賛成であります。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。

◎ 5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（赤城大地君）

5 番、横山智代君。

◎ 5 番（横山智代君）

賛成の立場で討論いたします。

この言葉の言い回しというようなことで、今回、反対の意見が出ているように思われますが、今回の首相が凍結するといったことは、決してこれから先、この高額医療費、これを引き下げることでもなく、さらにこのままずっと凍結、取りやめということでもないわけです。

ですから、この意見書、これはとても重要な意見書だと思いますし、決してこの今回の引き上げの凍結はそれを保障するものでも何でもないと思います。

ですから、私たちは坂下町の町民の人たちの命と暮らしを守る、そういう立場においてでも、やはりこの正意見書は通すものだと思います。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第4号「高額療養費の限度額引き上げの見直しを求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(赤城大地君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発委第5号「2, 4, 5-T系除草剤の早期撤去を求める意見書の提出について」、討論に入ります。討論はありませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第5号「2, 4, 5-T系除草剤の早期撤去を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎継続審査の申出

◎議長(赤城大地君)

日程第22、継続審査の申出を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続審査の申出があります。

申出書を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

議会閉会中の継続審査申出書。

本委員会における所管事務のうち、下記の事項については、さらに調査検討を要するものと認められますので、議会閉会中もなお継続審査を行うべきものと決定したので、申し出ます。

1、請願第4号「はたらく女性への健康配慮を求める請願について」。

令和7年3月17日。総務産業建設常任委員会、委員長高久敏明。会津坂下町議会、議長赤城大地様。

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、総務産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎継続調査の申出

◎議長（赤城大地君）

日程第23、継続調査の申出を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎議案第19号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

追加日程、議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、質疑に入ります。本案に対する質疑はありませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

特別委員会の中で付託されていた間に、私のほう、委員のほうからいろいろ質疑があったわけですが、その中でこれから調整云々という話があった議題が何件かあったと思うんですけど、それについて何らかの回答が示すことができるものがあればお願いいたします。なければいいです。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐正康君に申し上げます。

お手数でございますが、再度、項目を挙げていただきますよう、お願いいたします。

◎8番（五十嵐正康君）

用地の問題で、西側を用地とした場合に南幹線からのアクセスが非常にしづらくなるのではないかとというようなことで警察からの調整だとか、あと、その東、西を使うというような可能性について、相手方の農業団体との調整が必要だというような回答があったわけですが、その辺に何か進展があったらというような部分での回答があればお願いいたします。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

今の用地の配置計画の関係でありますけども、前回の特別委員会からは、特別進展はございません。

◎議長（赤城大地君）

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

まず、厚生病院跡地としますということなんですが、旧厚生病院跡地というのは、あそこそっくりが跡地であるわけなんですけども、ここの中で、新庁舎の敷地の規模の目安は1万平米と書いてありますが、しからば、この建設場所について面積を幾らにするのかというのは明快には書いてないわけですね。この規模の目安としては、敷地は1万平米にするかもしれないけども、じゃあ、全部を予定地とするのか、その辺のことが明快に示されていないんですが、その辺はどうなんでしょうかね。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

新庁舎建設の基本的な指針の中で、3ページに記載してあります、新庁舎敷地の規模につきましては、駐車場等の必要なスペースを見込んだ敷地規模の目安約1万平方メートルというところで考えております。

庁舎の建築面積及び駐車場、車庫、倉庫、駐輪場など、今現在考えられる敷地の配置計画によりまして、1万平方メートルということで考えております。

詳細につきましては、今後、基本計画策定の段階で、より綿密に計画を立てていきたいということで考えております。

以上であります。

◎1番（高久敏明君）

議長、11番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

今回のこの議案は、非常に多くの町民が関心を示している重要課題でもありますし、私、最後にといいますか、町長のまちづくりに対する熱い町民へのメッセージでもいいですが、決意を聞かせていただきたいと思います。

私は本当に時代を読み違えると、非常に大きなことになるなと思っています。私も東区画整理事業、これ30年前にまさにすばらしい、きれいな町エリアになると、地域の人たちが期待していたのに、いまだに収束が見えない。これは本当に右肩上がりの経済が、やっぱり今こんなふうになるというのを、その当時のことを批判するわけではないです。その当時の判断としては正しかったと思いますが、やはりもう今、振興計画も1万人を計画していますけれども、もう、とんでもない勢いで人口が減っているというような状

況の中で、非常に私は大きく町の骨格の形を変えるということに対しての懸念を持っていますし、町の中の人たちも、新興施設が、いや、どんなものになるかも分からないような状況の中で、どこまで詳細に議論したかも分からない状態の中であることに非常に不安を持っていると思うんです。

なので、ぜひとも町長のまちづくりに対する、この決する前に、熱い思いをぜひ聞かせていただきたいと思うんですが。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

ありがとうございます。ただいまのおたしでございますが、私は就任して以来、若い方々ともいろいろ話をしてきたつもりでもございます。そんな中で、時代に合ったまちづくりが必要だと強く感じております。その時代に合ったと申し上げるのは、私も4年前、就任するに当たって、「つなぐ」という言葉を使わせていただきました。これは、我々の世代から若い方々につなぐという意味を持って、そういった言葉を使わせていただきました。若い方々が今後、まちづくりをしていくに当たって、少しでも出発点としてのお手伝いをしていきたいと、それは、来年、再来年というようなものじゃなくて、10年後、20年後もある姿を今、我々も若い方々と一緒になって、夢見ながらつくっていくというのが我々にできる最大のものかなと、こんなふうにも思っております。

ですから、今までのものを変えるという言葉も掲げさせていただいたわけですが、そんな思いから、変える若い方々につなぐという一つのスローガンを掲げながら、今まで4年間やってきたつもりでもあります。その4年間の中で、今後10年後、20年後を見据えた中で、時代に合ったまちづくりを進めていくと。今、まさにその出発点だと私も思っておりますので、そんな決意で、全身全霊で投球してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私も一般質問で述べましたが、やはり大きなプロジェクトのときには物語がなくてはいけません。町長の今お話しした中には、こういうふうなことをやっていきます、つなぐ

とか、そういうふうに言っているけども、じゃあ、その厚生病院跡地でどういうふうなイメージのものをつくるんだと、どういうふうな町が出来上がっていくんだというところが全然分からない、それじゃあ。形がどんなものなのか。じゃあ、そこにはどんなものを呼び込むのか。

今、厚生病院跡地の周辺は、もう建物が建ち並んでいて、なかなかそういったことを誘致するというのは困難じゃないかと思います。もう住宅が建ち並んでいます。そういったところで、どのような、厚生病院跡地だけでやるのか。厚生病院跡地の周辺をやる場合、やっぱりまちづくりというのは、その1か所だけではなく、その周辺も抱え込んでまちづくりを考えるべきであるけども、いろんなイメージの図とか、何かしらあるわけですよ。今、町長のお話の中にはそういったやつはないわけですね。ですから、そういう物語的に起こす。ここにはこういったもの、こういった、例えば小学校とか幼稚園の方に、将来、町がどんなのがいいとかと聞くと、絵で描いてくれますよね。やっぱりそういったイメージ、何か絵、そういった物語、そういったことはないのでしょうか。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

まちづくり、私どもが思っているまちづくりというのは、坂下町全体を指したまちづくりというふうに考えております。その中で、特にこの町内と申しますか、この今、現庁舎の前のメイン通りである商店街ももっともっとシャッターを開けて、人がにぎわうような通りになったらなど、こんな思いで、このことについては、もう3年前から私共が、あるところでも申し上げてきました。

そこで、今の指針の中に、基本方針の中で示した地域振興施設というのは、あくまでもイメージであって、これから町民の皆さんとどのようにしたら、果たしてそれがなされていくのか。役場庁舎がここに今現在もあっても、土曜日、日曜日、また休日等々は休みで、職員も誰も入っておりません。そんな中で、役場があるからにぎわいがあるのか、その辺も疑問だなというふうな思いの中で、役場というよりは、もっともっと人のにぎわうようなものを考えたらどうだろうという中で、それを考えるには、場所としては、この役場の跡が最適だろうと。4大祭りもここを中心にしてやっていますから、そんなことも考えながらも、この場所が最適だろうと。役場は広い場所であって、厚生病院の跡地に行っても、何ら支障はないだろうというふうな思いの中で決断させていただいたということでございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

考え方の違いかもしれませんが、私は、今言った、そういった交流施設みたいなことがあれば、そういった呼び込む施設と、あと役場庁舎という大きな人を呼び込む施設、それが一緒になって、そこを核として、やはり町ににぎわい、活性を呼び込んでまちづくりをするのは、私は順調なまちづくりだと思います。それで、もう私もいろんなまちづくり、いろいろ聞いていますと、やっぱりそのようなまちづくりのほうが実際に将来の見通したまちづくりだと思います。そういったまちづくりではないのですね、町長の今のお話だと。そういったにぎわいのところと役場庁舎というのを一つとしてやるまちづくりはしないということで捉えていいのですね。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎町長（古川庄平君）

ちょっと答弁。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

私の言葉の中に入っていないから、あそこはまちづくりをやらないということかと。そういうことじゃなくて、まちづくりは、会津坂下町全体を見て、まちづくりというものを考えるべきだろうと、私はそんなふうに思っておりますので、例えば役場が厚生病院の跡地に行ったから、今、そのところを具体的に言わなかったから、そのところはまちづくりをやるねだべとか、そういうことじゃなくて、全体的なまちづくりというものを考えるということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

本当に今の問題については、町長が時代に合ったまちづくりなんだというような言葉をされました。しかし、本当に時代に合ったまちづくりなのだろうかとは自分は思います。

なぜなら、私は会津坂下町の現実をもう少し見極めてもいいのではないだろうかというふうに思います。なぜなら、今、本当に物価上昇、全てがもう今、値上がりに来て

おります。もちろん、新庁舎を建てるということになりますと、本当に41億円プラス、また後に建てるというようなことで、現在ある負債プラス新しい庁舎を町なかに造るというような考えの中で、なぜなら、人口減少が全ての経済に私はかかってくるのではないだろうかと思っています。

令和4年6月に出された請願書については、現庁舎周辺を考えてほしいというような請願書が出ていたはずだったと思います。それなのに突然、厚生病院跡地ということになったわけです。それには本当にこの前も、町長の就任する前からの考えも知っておりました。ただ広いところというように、そういう夢があったというような経過報告も、議事録として残っております。

私は、今まで時間をかけたんだから、今の経済動向を3年間くらい、もう一度見直せないのかどうかというふうに私は考えております。本当にどこに行っても乗るのは坂下町どうなんだよと。本当にこれからにぎやかなまちづくりになれるんですかという話は、耳にします。

そういう中で、あの請願を重視するならば、本当にそういうところを一つずつ着実に、私は検討してもよかったのではないだろうか、本当に厚生病院が突然出てきたわけですから、いろんな考えもあったかと思います。それで、せっかくあの土地、あるいは坂下町のいろんな公共施設もあります。それも有効に使えば、まだまだ使えるものがあるのではないだろうかというふうに思います。

そういうことから、本当に、町長、3年くらい様子をまだ見てみてはいかがなんでしょうかね。この本当に今、トランプさんや何だかんだでないけど、世界的な動向や日本の経済動向など、本当にそれが一番、私は坂下町にとって、政策財務課も言われました。地方交付税は人口が減ってから下がったけど、まだ交付税の中のこの部分は率が上がったから大丈夫だろうというような話もお聞きしましたけれども、ぎりぎりの線で、本当に新庁舎を造って、町民の皆さんに負担をかけるようなことであれば、余裕を持って町民の皆様にも命と財産を守るような仕組みづくりが必要ではないかなと思っていますが、いかがなものでしょうか。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

確かに人口も減少しております。そしてまた、財政的なものも何とかできるというようにところまでもやっています。

そんな中で、財政シミュレーションも新しく今やってみて、ここ10年間のシミュレーションもさせていただきました。それは、さきの全員協議会でもご説明したとおりでございます。そんな中で、役場庁舎を建設することが可能かどうか、我々も一生懸命、その辺の判断をさせていただきました。その結果、今やっても大丈夫だというようなシミ

ュレーションを立てながら、今、いるわけでございますので、3年間待つ、5年間待つ。それはそれで、そうなったらそれでいいでしょうけど、待つというのは遅くなる、先送りするということでございますから、果たしてこの庁舎がいつ、どうなってもという、みんなが不安を持っていると思います。

そんな中では、できればそういう判断ができたならば、一刻も早く手をかけていきたいと、また町民説明会でもそういった「早くやれ」と、「いつまで検討、検討とやっているんだ」というような意見も多く寄せられましたので、そんなことも背中を押したということもありますから、我々としては、そういった財政シミュレーションに基づいて、着々と進めてまいりたいと、こういうことでございます。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

私は3年くらい待ってみたらいいかなというようなことは、本当に自分の議員の同僚がそんな話じゃない、あるところの議員が、やっぱり自分のところもそういう経過があったと。だけど、本当に3年待った、3年、もう少し考えてみて、町民の皆さんに、それは賛否両論がありますよ。どちらにも長所もあれば短所もあると思います。今、若者定住、坂下町に交流人口を増やす。だったら、もう本当に若者定住ができるような施策の中で、ある持っているところを分譲して、本当に若者たちが来られるような施策を先にしてやっていったならば、もっと私はすばらしい町にはなるんじゃないのかなというような思いもあります。

私は、本当に古川町長、本当に私は、町長ほど議決というものも大切だということを一番信頼していた町長だったものですから、何か本当にもう少し町民のことは思っていることは皆同じだと思いますけれども、本当のまちづくり、東から西に南まで全部、全部とは言いませんが、確かにある土地を売っても、その土地に事業に費やすことも必要ではあります。

でも、本当のまちづくり、介護保険一つにしても、いろんな医療費はもちろん18歳まで無料ですが、いろんな形で子育て支援をするにも、周りでは学校給食が無料になった。でも、坂下はそうじゃない。子育て、子育てと言いつつも、まだまだそういう体制がなされていない。そのお金があったならば、私は本当にまだまだ若い方が喜んでくれるのではないかというふうに思っていますが、その包括したまちづくり、その辺を、今、同僚議員もさっきまちづくりは庁舎ばかりじゃないというふうなことでお話を聞いたんですが、もう一度改めてお聞きしたいんですが、いかがなものでしょうか。町長の議決、その辺の気持ちをお聞かせください。

◎議長（赤城大地君）

簡潔にお願いします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

何回も同じような話になったと思いますが、子育て支援も大切です。今できる、可能な限り子育て支援にも力を入れております。今後も、先ほど一般質問で、小畑議員からご質問されました。そんなことも我々も当然考えておりましたし、ほかにも、いろいろな問題は、課題解決しなければならないことは山積しております。

そんな中でも、この庁舎問題もその山積している中の一つであります。

ここに職員がこの建物の中で、今現在、120人くらいが働いているわけです、朝から晩まで。そんな職員が私はいざというときは逃げろよというような言葉で言っているんですが、いつ何が起こるか分からない今のこの世で逃げればいい。逃げれば当然いいんですが、逃げるだけというのか、果たしてそんな庁舎でいいのだろうか、働く場所として、果たしてそんな場所でいいのかと、やっぱりこの庁舎の問題も優先すべきだろうというふうに思った中で、先ほども申し上げましたように、じゃあ、事業費を本当に確保できるのかという中で、それらを入れたシミュレーションをしてみたということで、何とか、これだったらできるだろうというところに行きついたので、よし、やろうとしているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。毎年毎年そういった財政的なものについては、注目しながら、何事にも、庁舎ばかりの問題ではありません。山積している課題には、財政も見ながら取り組んでまいりたいと、こんなふうに思います。

とにかく、山積している課題は一つずつ片づけてまいりたいというふうな思いでいっぱいでございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにごございますか。よろしいですね。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

休憩のため休議といたします。再開を3時10分といたします。

なお、議員の方に申し上げます。議会全員協議会は開く必要がないと判断いたしましたので、ご了承願います。

（午後3時01分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 3 時10分）

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

私は反対の立場で討論を申し上げます。

やはり第一は、新庁舎の建設場所であります。私は町長が、建設場所は旧厚生病院跡地がよいと表明した1年半ぐらい前の全員協議会の中で、この町はいつから裕福な町になったんでしょうかという言葉投げかけました。この町はいつから裕福な町になったんでしょうかということ投げかけました。建設費がかかるのはどの場所でも同じです。しかし、新しい土地の購入や現庁舎跡地への地域振興施設の建設費は、8億から10億円とも言われています。現庁舎跡地にすれば、それはゼロなわけであります。

私が議員になった13年前、本当に財政が厳しいものでありました。また、前齋藤文英町長は財政難を理由に建設の凍結も決定しています。行政センター建設基金がただか10億円ほど貯まっただけで、この町は裕福な町だったんでしょうか。私は違うと思います。身の丈に合った庁舎であるべきであり、この指針には反対といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

私は、まだこの今の執行部からの説明では、ちょっと賛否を明らかにできないと判断いたします。といいますのも、特別委員会の中で質疑をした中で、まず場所の選定、今、厚生病院跡というような場所が候補として挙がっておりますけども、これ西を使うのか、東を使うのかということによって大きな当地の予定地の使い勝手、また予算の変わり方についても大きな差が出てくるというふうな懸念があります。

まず、今、執行部案であります西側ですけども、やはり質疑の中で、まだ回答が得られてないという部分でありますけども、南幹線からの右折ができない可能性がある。また、右折しての敷地内からの退出ができない可能性も出てくるというようなことを考えますと、やはり南幹線からアクセスがいいという、この指針の中にある選定理由に大きな疑義が生じてくるというふうに感じます。

また、相手方半分を使うという予定されている、相手方の建築予定に鑑みて、役場庁舎より遅く建築するといった場合に、その相手方の建築する建設予定期間に東側の用地に進入できないという可能性も想定されるということであれば、その回答が、やはり相手方との調整が必要だというような回答もありましたので、やはりその辺は最低、詰めてから、この指針というものを検討していかなければならないと思います。

やはりそういう立場で言う、この西側を使うか、東側を使うかについて、予定地が二つあるというような状況の中で、最終的にここを決めるからこの指針でいけるというようなことにちょっとまだ疑問を感じますし、私個人の中で、それでこれを判断しているのかというようなことの判断がつかないという部分で意見を申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎1番（高久敏明君）

議長、11番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

私も反対の立場から討論いたします。

今回の議案は、多くの町民の方が強い関心を示している重要課題でございますが、本議案の内容については、審議が尽くされたとは私は思いません。賛否の判断を行うに当たって、さらなる調査、執行部からの回答、資料の提供等による検討が必要なのではないかと思っております。引き続き議会でしっかり議論すべきとの考えであります。

今回の議案、基本方針につきましては、執行部側から、内容については今後基本計画の中で詳細に詰めていくという話でございます。私はその考え方は、今回の議案は、基本理念とか基本方針について議決するだけのものであればそれでいいと思います。

しかしながら、詳細について検討していく。その中で、例えばですけれども、調査の行政機構のサービスの在り方を検討したときに、DXを進めながら、来庁しなくてもいい行政サービスをつくるとか、あとは、例えば七つの行政センターの機能を強化して、住民により近くに寄り添った行政サービスをしていくんだというふうになったときに、当然、庁舎の規模にも影響してきます。コンセプトがプラスされたら、どうなんだろう。この議案は自主的に庁舎の位置を固定するための議案となっています、いろんなこと書いてありますが。私は、であれば、もう少し内容を詳細に、町なかの振興施設がどうあるべきかということも含めて、具体的に議論すべきなのではないかと思います。

少しでも早く進めてくれという町民の声があるのは分かります。しかしながら、町民の大きな関心、そして町の未来にとっても大事な決定であるのは間違いないんです。もう少し慎重に議論してもよいのではないのでしょうか。私は、本計画の町の将来に対する影響を考えたときに、現段階でのこの計画の内容と執行部からの説明内容では不十分であると考えられます。反対の立場を取るというほかにはないというふうに判断いたしま

す。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

反対の立場から申し上げます。

まず第一、これについてはいろんなところで考えがあるんですけども、ちょっと私は捉え方がおかしいんじゃないかと思います。まず、一番最初、1、新庁舎の建設場所についての第1については、「関係機関の参集、緊急車両の出入りに適しています」ということを記載していますけども、全くそうとは考えられません。先ほど同僚議員が申し上げましたように、適しているとは言えない。

また、第2では、「アクセス機能をもった新庁舎を建設し」とあります。これは、人のアクセスはどうなんだろうということなんです。車だけじゃないんです、アクセスは。そういったことをやっぱり考える必要がありますので、こういった捉え方というのはおかしい。

あと、第2の後段のほうには、「ワンストップサービスなどの、効率的な行政運営」とありますが、いわゆる中央公民館とか、やはり、あと、健康管理センター、そのほかに、周辺にあるいろんな施設、銀行さんであるとか、郵便局とかがあります。そういった施設との連携、そういったやつが一番大切だと思いますので、そういった「効率的な行政運営が実現でき」というところは、私は間違いであると考えます。

あと、第3のところで、ここに「医療・経済・生活機能の中心として」ということを書いてあります。でも、旧厚生病院跡地には、役場が行けば人は集まるかもしれませんが。でも、ここは物、金は集まらないですね。やはり町というのは、人、物、金、この三つが集まらないと、にぎわいません。やっぱりにぎわっていかなくちゃ、坂下が沈んでしまいます。

2の新庁舎建設の基本理念と基本方針ですが、基本理念の①、町民の安全を守る防災拠点機能。防災拠点機能は、これ、機能はどこに行ったって、これはつくらなくちゃいけないです。厚生病院跡地に行ったって、例えばこの現庁舎周辺であろうとつくらなくちゃいけない。

ですから、防災拠点が一番に来るというのは、ちょっと私は理解できない。何と言ったって町が沈んでしまったらどうなるんだということです。町がなくなったら、にぎわいもなくなってしまったら、じゃあ坂下から、今いる町民の方もどんどん離れていったらどうするんだということです。やはり町のにぎわいが私は一番であると思います。

そこで、あと、四つほど、いろいろ今回、問題点があると思います。

一つは、一緒に移転しましょうというような形で、ここを利用するというようなことを申し上げていますが、不確実です。非常に不安定な要素があります。本当に大丈夫なのか。であれば、その、一緒に移転したいというところに参考人とか何か来てもらいながら、本当にそういう意思があるのかということを聞く必要があったと思いますが、そういったことはしておりませんね。

あと、地盤の不安定な要素です。もう、杭を抜いて引き抜いて四十何メートルの杭です、一番長いのね。そのほかに、もう杭がいっぱいある。そして、それを引き抜いて、もうドロドロにかき混ぜたところですよ。そういった不安定な地盤。何にもなかったところに造るんだと、まだいいんですよ。ところが、引き抜いて地盤をかき混ぜちゃった。そういったところがどういうところなのか。それについて、専門家の意見をきちんと、来ていただいて、説明がしていない。いわゆる不安が払拭されていない。

これから先、例えばこのところに厚生病院跡地がある、なんぼかかるか分からないわけです。それを先にやっぱり議論をしておかなくちゃいけない。なんぼかかるだろう。ね、そこ。

あと三つ目について、財政について、国・県の有利な補助金というのはいろいろあるわけです。しかし、それを研究していない。私もコンパクトシティというのを、いろいろ研究してみました。やはり有利なことで、やっぱり町をスポンジ化にしては、そういったやつは使えない、スポンジ化。離れたスクロールとかスポンジ化みたいに、町の核がどんどんばらばらになってしまう。やっぱり一つのところに集中していろんなところを呼び込む。そういったことをコンパクトシティと謳っている。そういったやつについてやることによって、それは国・県の有利なんでね。財政の裏づけが出てくる。やっぱりそれを使うべきだと。あちらに行っては、それが使えない。それは読むと分かる。ね。だから、それを研究はしていない。

あと、厚生病院跡地に行った場合に、行かないと、用地の取得費が要らないんです、2億何千万円とかかっている。もしかすると、事業者が行かないなら4億円かからない。全部買ってくださいと言われたらどうするのと。だからその不確実なことがありますけども、ですから、そこにそれだけの財政負担が要らない。そこに今度、そこからは固定資産税が上がる。そこに、いろんな企業を誘致してみなさい、いろんなことを呼び込んで、そこにやれば、税収が上がるわけです。今、メガステージが固定資産税1,900万円です。仮にその半分为固定資産税が上がるようになったら、30年間だったら3億円ですよ。仮に2,000万円の固定資産税だったら6億ですよ。そういった将来、いろんな財政がそこからお金が上がるんだからね。そこに行って、役場を建てたって、固定資産税なんか上がりません。収益が上がりません。

ですから、そういったことは適地と言えませんので、新庁舎建設場所については、私はそういった観点から反対をいたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎ 6 番（小畑博司君）

議長、6 番。

◎議長（赤城大地君）

6 番、小畑博司君。

◎ 6 番（小畑博司君）

私は、議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

同僚議員の中から、本当に財政を心配するがために反対の意見が出されておりますけれども、町民の皆さんの中にも同じようにやはり、ふるさと納税で財政の健全化がしっかりなっている。とはいえ、これから40億、50億円の借金をする。あるいは、30億円かどうか分かりませんが、借金をするということに対しての不安というのはどうしてもあることは否めないと思います。

したがって、私自身は個人の意見として、学校の統合は、5、6年先にはもう必ず選択しなければいけない政策課題になってきます。それこそが、その財政を考えたときには必要な政策ではないのかと思って発言をしていますが、誰も賛成してくれませんでした。なぜなんだろうか。財政をそんなに心配しているんだから、何で賛成してくれなかったのかなと、非常に私自身は不満でございます。

しかしながら、ここに来て、あれから令和4年から庁舎整備課ができて、やっぱり庁舎は早急に建設する必要がある。その条件ができたということで、議会の中でも、あるいは町民の皆さんにも様々なことをお示ししながら、議論を続けてきたと。その結果、選択肢として四つ上がったけれども、町の考えとしては、厚生病院でいくのがベターだということで、今回出された指針であります。

指針について、詳細に全部詰めたものを出すとすれば、それは指針ではありません。私はないと思います。これから、庁舎整備課長がおっしゃるように、基本計画、あるいは基本設計、実施設計というふうに行く段階で、私どもは今、様々な意見の中で懸念されているものを払拭するための努力を議会もしっかりと責任を果たしていかなければならないし、果たしていけるというふうに思います。

進入口の問題であったり、あるいは町なかの振興であったり、振興というよりは、どういうまちづくりをしていくのかということを、今まで以上に真剣になって取り組んでいかなければいけないということも明らかになりましたので、それについても、私ども議員は説明責任を果たせるようなしっかりとした議員としての質問、あるいは提案、そんなものを行って行く中で、まちづくりに寄与していきたいというふうな思いの中で、今回賛成をするというふうに判断いたしました。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

議長、7 番。

◎議長（赤城大地君）

7 番、佐藤宗太君。

◎7 番（佐藤宗太君）

議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」について、賛成の立場で討論をいたします。

1月31日に、会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な方針（案）が示され、その後、7地区で町民説明会が行われました。町民の皆様、7地区の皆様、それぞれの理想的な新庁舎に寄せる期待は様々で、四つの候補地から一つを選択せざるを得ないことは、容易ではなかったのではないのでしょうか。

私は、三つの観点から、賛成の立場で申し上げたいと思います。

一つ目は、平成30年度に、町財政の理由により、新庁舎建設が延長になりました。皆様が懸念されております財政につきましては、令和2年度から令和6年度、今年度まで財政健全化最重点期間と定め、財政健全化に取り組み、財政は改善し、公債費の縮減、基金積立ができていくということでもあります。財政調整基金はおよそ8億8,000万円、行政センター建設設備基金はおよそ10億円など、基金全体でおよそ28億円を積み立てることができている現状であり、平成30年度に起こったような財政的な不安を払拭する目途が立ったこと。

二つ目として、懸念されております南幹線からの進入口や、配置計画などにつきましては、議会新庁舎建設特別委員会でも議員各位から様々な質疑や意見が出ましたが、令和7年度からおよそ3年間かけて、基本計画、基本設計、実地計画がなされる予定であるとの説明を受けており、今後、町民の方で組織されております会津坂下町新庁舎建設検討委員会でも協議がなされるとの答弁を、新庁舎建設検討特別委員会でなされており、さらなる新庁舎に対する議論、精査がなされる見込みがあるということでございます。

三つ目は、現庁舎周辺には、地域振興施設が計画されているということでもあります。会津坂下町のにぎわいに関しましては、地域振興施設が今後のにぎわいに寄与することを期待するものであります。

懸念されている事項について、今後もしっかりとさらなる議論を進め、よりよい新庁舎になるように取り組むことを切に望み、議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」について、賛成の討論とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」

を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり……。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

この議案は、いわゆる庁舎の位置変更というのが入っているわけですね。目指すは庁舎の位置変更なわけです。そこにも関わるんですけども、これは特別議決となるのか、単なる多数決によるものなのか。そこら辺はどのように考えているのかお伺いします。

◎議長（赤城大地君）

暫時休憩いたします。

（午後 3 時23分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 3 時24分）

これより、議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（赤城大地君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第1回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月6日から本日までの12日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。本会議に提出いたしました案件は、追加議案を含め26件でありましたが、条例の制定及び一部改正をはじめ、財産の取得や無償譲渡、一般会計並びに各特別会計の予算、そして新庁舎建設の基本的な指針など、全議案について、原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

新庁舎建設につきましては、早期建設を望む多くの町民の声に応えるため、議決を賜りました指針に基づき、着実に進めてまいります。

本年、会津坂下町は、町制施行70年の節目を迎えるとともに、4月からは第六次会津坂下町振興計画後期基本計画に基づく新たなまちづくりをスタートいたします。町民の皆様が町に愛着と誇りを持ち、10年後、20年後の将来にわたり住み続けたいと感じられるよう、全身全霊をささげ、会津坂下町の未来をつくってまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けて、議員皆様方の日頃からのご支援に改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（赤城大地君）

これをもちまして、令和7年第1回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後3時26分）

◎事務局（田中啓太君）

事務局より申し上げます。

直ちに議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催します。

議運終了後、議会全員協議会を議場において開催しますので、関係者はご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月17日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員